

# 第Ⅲ部 アンケート調査結果

- 1 アンケート調査実施概要
- 2 回答概要抜粋
- 3 設問別回答結果概要



# 1 アンケート調査実施概要

公益財団法人日本都市センター

- (1) 調査対象：全国814市区（※平成29年9月時点）
- (2) 調査期間：平成29年9月25日～平成29年11月10日
- (3) 回収方法：市長部局（秘書課）宛に郵送 メール・FAXにて回収
- (4) 回収率：601市区/814=73.8%

都市類型（都市数）	回答数	回収率
政令指定都市（20）	11	55.0%
中核市（48）	38	79.2%
特別区（23）	18	78.2%
（上記以外で）人口10万以上（192）	156	81.2%
（上記以外で）人口5万～10万未満（259）	193	74.5%
（上記以外で）人口5万未満（272）	185	68.0%
全体（814）	601	73.8%

※備考

- ・集計結果の有効回答数は（有効回答数＝）で表記する。但し、この表記がないものは表中に無効回答を含めて表示してある。
- ・Q18の集計にあたっては、総務省による平成28年度市町村別決算状況調査を参照し、明らかに異常値と判断できる回答を除外した。

(5) 設問の概要

- Q 1 : 各政策分野における過去10年の歳出の推移
- Q 2 : 各政策分野における今後10年の歳出の見込
- Q 2SQ 1 : 歳出分野ごとの財源
- Q 3・4 : 医療、介護・高齢者、子ども・子育て分野の財源
- Q 5 : 教育に関する財政上の課題・国が財政措置すべき事務
- Q 5SQ 1 : 教育（義務教育）における地方単独事業
- Q 5SQ 2 : 教育（就学前教育）における地方単独事業
- Q 5SQ 3 : 教育分野での財源捻出策・工夫
- Q 6 : 地域公共交通分野での財政上の課題等
- Q 7 : 観光分野での財政上の課題等
- Q 8 : 公共施設・インフラ維持管理等における課題等
- Q 9 : 主要市税等の重要度
- Q 10 : 増収に向けた取組みの重要度
- Q 10SQ 1 : 増収に向けた具体的な取組み
- Q 10SQ 2 : 徴収率向上のための取組み・課題
- Q 11 : 超過課税・法定外税の実施・検討状況
- Q 12 : 今後の増税において重要な税目等
- Q 13 : 地方交付税についての意見等
- Q 14 : 地方消費税交付金についての意見等
- Q 15 : 地方譲与税や税交付金についての意見等
- Q 16 : 消費税の使途
- Q 17 : 執行が義務付けられている事務（政策）分野の財源措置
- Q 18 : 社会保障分野における単独事業
- Q 19 : 社会保障分野の単独事業についての財政上の課題や意見
- Q 20 : 今後の増税
- Q 21 : 社会保障に係る事務の財政上の課題
- Q 22 : 都道府県からの補助負担金や事務配分
- Q 23 : 消費税増税延期の影響

## 2 回答概要抜粋

本アンケートの回答のうち、提言に関係が深い設問について、回答及び選択肢を適宜抜粋したものをそれぞれ下記に示す。

### 【歳出】

◇各政策分野における今後（５年～１０年）の歳出の見込みは（Ｑ２）との問いに対し

※以下は「大幅に増える」又は「増える」を選択した割合

- ・対人サービス分野は７～９割で増加を見込む  
（例）介護・高齢者福祉（保険事業）：96.2%、医療（保険事業）：89.0%、子ども・子育て：80.0%、貧困・格差対策等：70.2%
- ・教育：59.1%
- ・防災・減災：48.4%
- ・地域公共交通：47.6%
- ・子ども・子育て分野について、人口規模が大きい自治体程増加を見込む傾向があり、特別区では66.7%が大幅に増えると予想
- ・地域公共交通分野では47.6%の自治体が増加を見込み、人口10万以上及び、人口5万人未満の自治体（いずれも政令指定都市、中核市、特別区を除く）が増加を見込む割合は、その他の類型と比較して10ポイント以上高い

### 【教育】

◇教育（義務教育）の地方単独事業の実施状況（Ｑ５）

- ・単独事業の実施率：（教員の雇用（少人数学級）31.6%、教員の雇用（少人数学級以外）34.3%、学校職員の雇用（スクールソーシャルワーカー）43.1%）
- ・財政力指数が低下するほど、単独事業の実施率は低下する傾向

### 【歳入分野】

◇重視する税は何かと（Ｑ９）との問いに対し

- ・個人住民税と固定資産税を１・２位のいずれかに選択する自治体が７割以上
- ・地方消費税（交付金）については、３位と選択した自治体が約３割

◇超過課税の状況・考えについて（Ｑ１１）

- ・「すでに取り組んでいる」：個人住民税均等割・所得割１%未満、固定資産税9.3%、法人住民税均等割19.8%、法人住民税法人税割51.7%、
- ・「検討する予定がない」：個人住民税均等割・所得割85.2%、固定資産税73.0%、法人住民税均等割64.6%、法人住民税法人税割36.6%
- ・「現在検討中」「今後検討したい」：いずれの税目についても２～３%

※参考：市町村の平成28年4月時点の超過課税の実施状況（総務省 HP より）

- ・個人住民税均等割：2 団体、個人住民税所得割：2 団体、固定資産税153 団体、法人住民税均等割：388 団体、法人住民税法人税割（997 団体）

◇今後税法等の改正により増税するとすればどの税目か（Q12）との問いに対し

- ・半数以上の自治体で地方消費税を1 位に選択
- ・地方消費税を1 位に選択した理由としては、「自主財源による運営は限界」、「社会保障の財源であり広く国民が負担することが望ましい」等

◇地方交付税についての意見（Q13）※自由記述

- ・法定率の引き上げを求める意見：66.0%（315 団体）
- ・臨時財政対策債の廃止を求める意見：50.9%（243 団体）  
（自由記述で回答のあった477 団体のうち上記意見を述べた団体の割合）

◇消費税の新たな用途はどの事務（政策）分野が望ましいかと（Q16）の問いに対し

- ・教育を1 位に挙げる自治体が最も多く（31.3%）、インフラ・公共交通（19.8%）、貧困・格差対策（19.0%）がそれに続く
- ・インフラ・公共施設の更新については、人口規模が小さい自治体程1 位を選択する割合が高い

### 【財政運営】

◇国から執行が義務付けられている分野の財源措置の状況（Q17）

- ・財源保障が不十分との認識は、障がい者福祉で最も多く、義務教育、就学前教育、保育所運営がそれに続く。

<財源保障が不十分との認識を示した割合>

- ・障がい者福祉：64.1%
- ・義務教育：62.2%
- ・保育所運営費：58.6%
- ・就学前教育：55.9%

◇今後の増税についての賛否（Q19）※自由記述

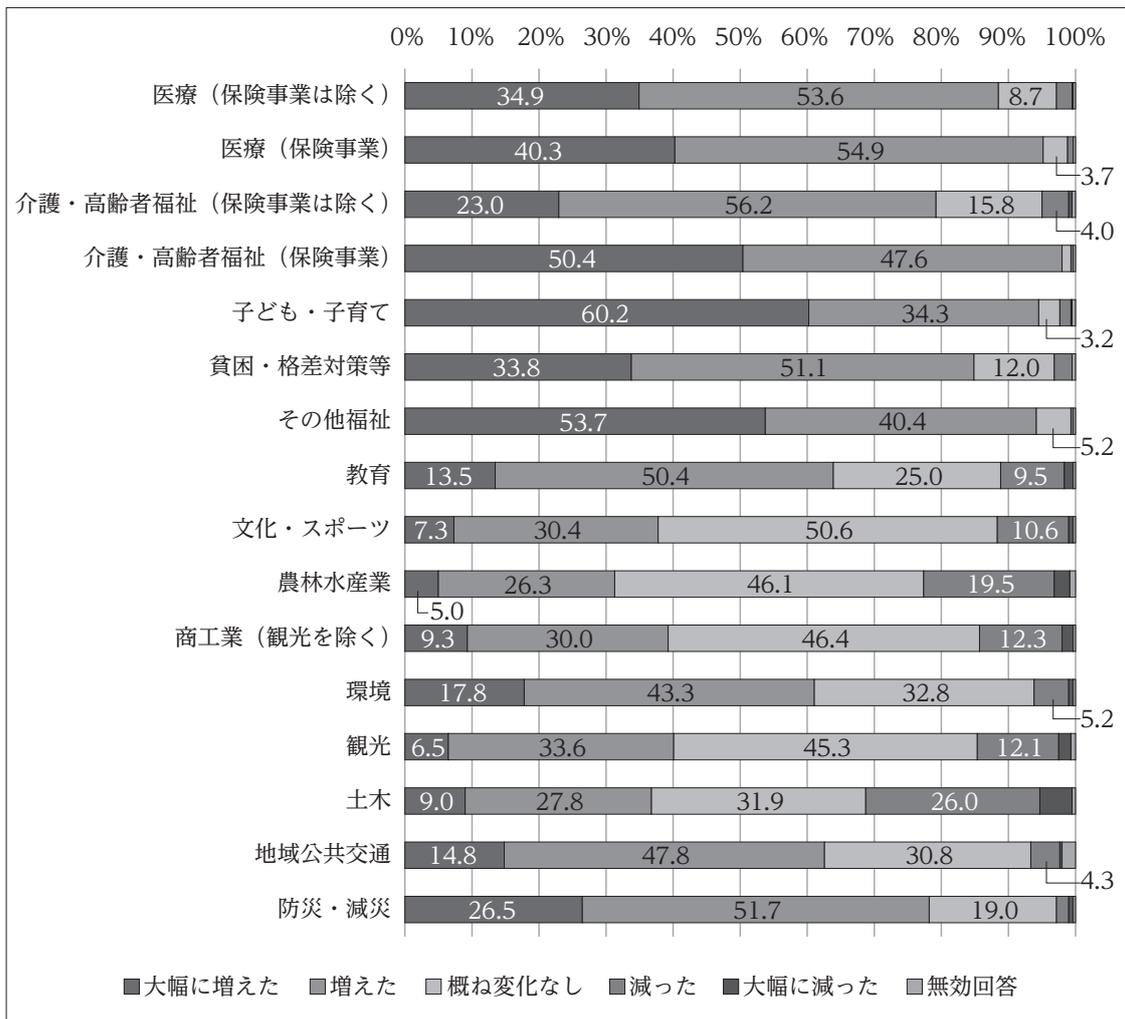
- ・増税に賛成の意見：37.8%（132 団体）
- ・増税に反対の意見：7.7%（27 団体）  
（自由記述で回答のあった349 団体のうち上記意見を述べた団体の割合）

### 3 設問別回答結果概要

#### Q 1 各政策分野における過去10年の歳出の推移

過去10年で、各歳出分野（個別政策）の経費（保険事業以外は普通会計ベース）はどのように推移してきましたか。そのご認識を伺います。各事務（政策）分野について、感覚的に最も近いもの1つを選択してください。また、これらについてご意見があれば、記述してください。

#### 【集計結果】



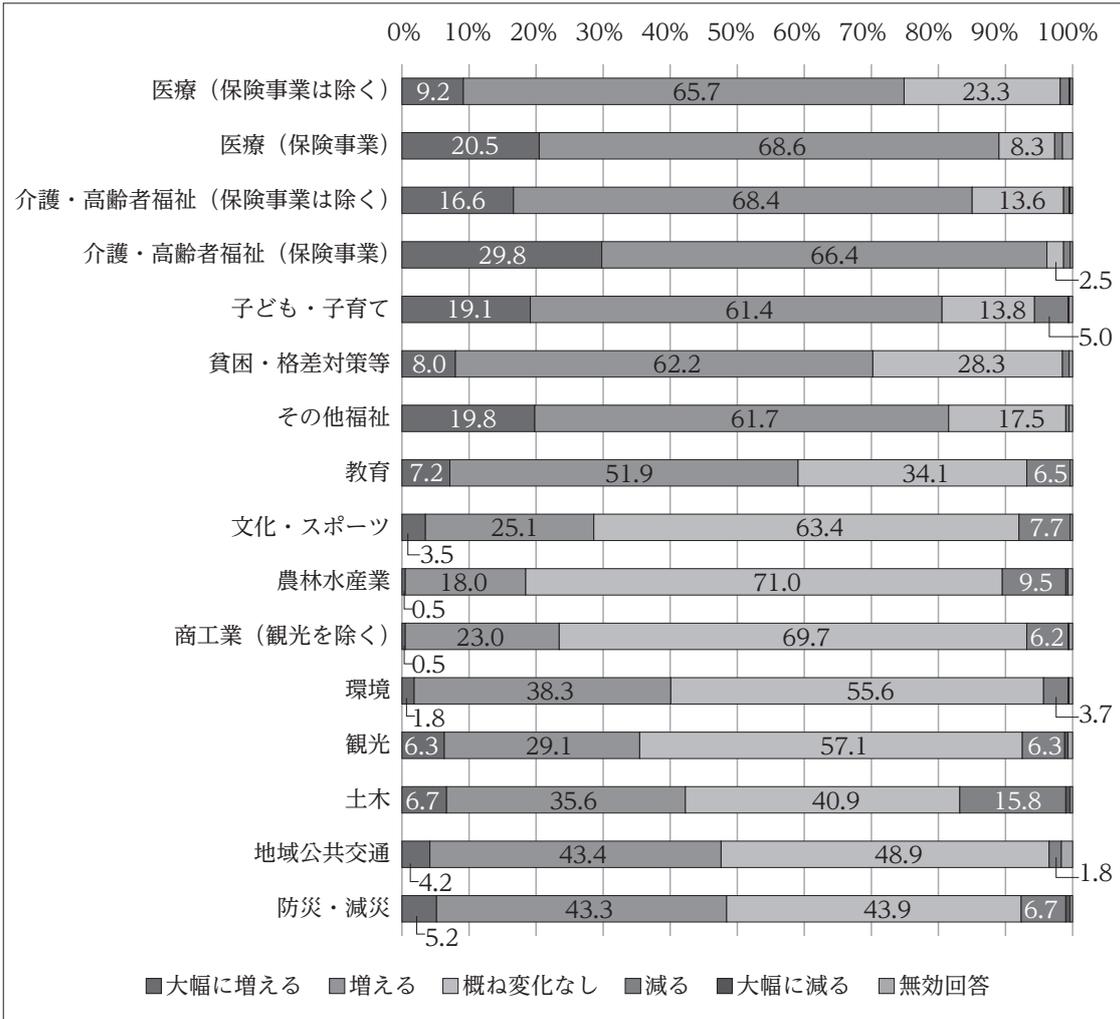
#### 【結果概要】

概ね8割以上の自治体で、医療、介護、子ども・子育て等の福祉関係の経費が増加している。一方、文化・スポーツ、農林水産業、商工業、観光、土木については、増加している自治体の割合は4割未満にとどまっている。

## Q2 各政策分野における今後10年の歳出の見込

今後、各歳出分野（個別政策）の経費（保険事業以外は普通会計ベース）はどう推移することが見込まれますか。そのご認識を伺います。各事務（政策）分野について、感覚的に最も近いもの1つを選択してください。また、これらについてご意見があれば、記述してください。

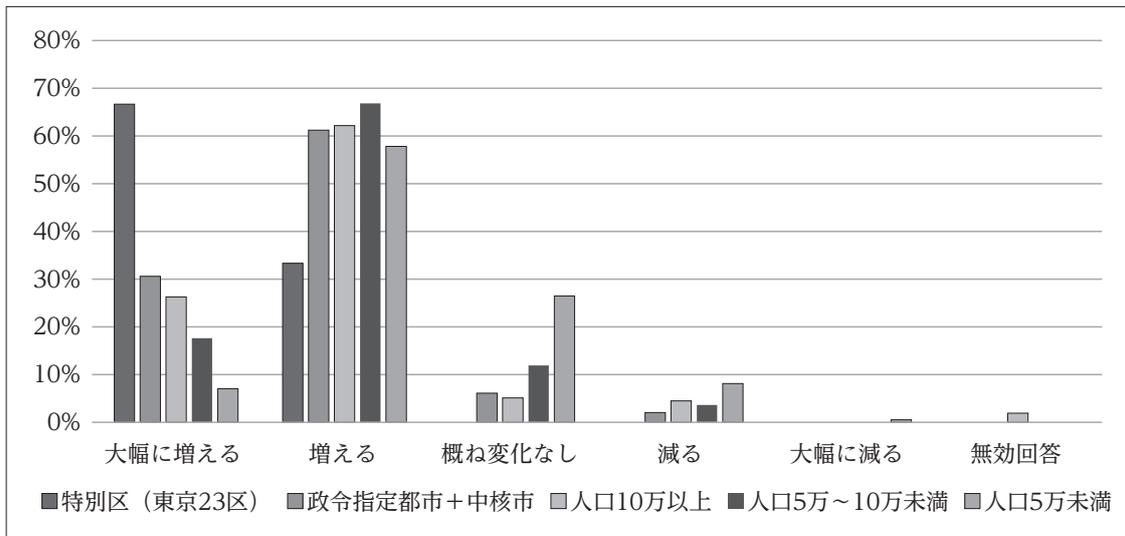
### 【集計結果】



### 【結果概要】

福祉関係の経費の増加など、概ね過去10年と同様の傾向が予想されている。一方で、農林水産業、商工業では「概ね変化なし」との回答割合が大きく、土木では「減る」、「大幅に減る」との回答割合が他の項目と比べて若干高い。

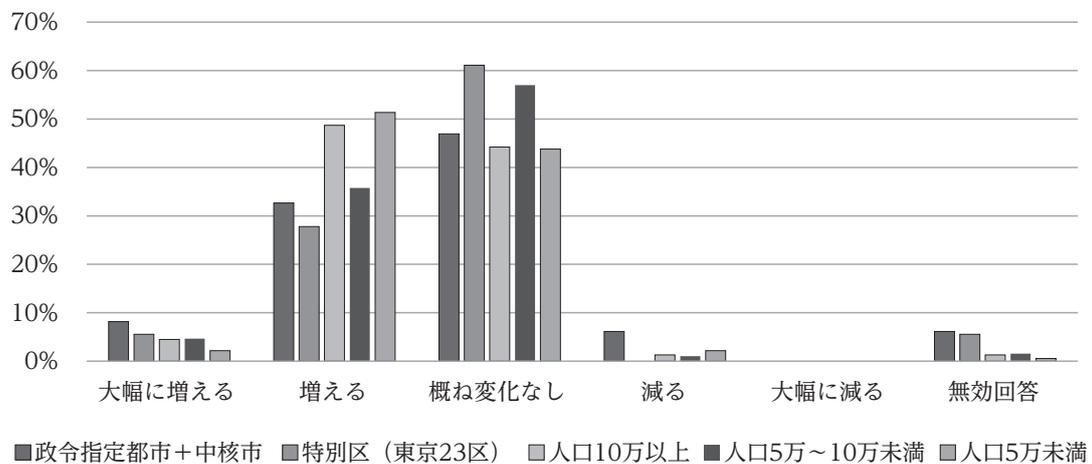
【参考①：都市類型別クロス集計「子ども・子育て」】



【結果概要】

人口規模が大きい都市ほど増加を見込んでおり、特に、特別区の「大幅に増える」の回答割合が突出している。変化なしを予想している自治体の割合は、人口規模が小さくなるほど増加する傾向がある。

【参考②：都市類型別クロス集計「地域公共交通」】



【結果概要】

人口10万以上及び5万未満の自治体の増加見込の回答割合が、他の類型と比べて高い。また、特別区及び人口5万～10万未満の自治体の「概ね変化なし」の回答割合が、他の類型と比べて10ポイント程度高い。

## 【意見（自由記述（抜粋））】<sup>1</sup>

### 《医療・福祉》

- ・医療・高齢者福祉分野は高齢化の進展で増加するが、子育てや生活保護、障がい者福祉分野は人口減少に伴い減少するものと想定する。
- ・10年後は子どもと高齢者が減少し、各分野の経費が減少する。
- ・障害者総合支援法における自立支援給付費及び児童福祉法における障害児給付費について、これまでの伸びが継続した場合、今後10年間で、約1.5倍以上になることが見込まれる。
- ・医療費や国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度等については、急速な高齢化により大きく伸びると見込んでいる。また、生活保護等の貧困・格差対策等についても高齢者世帯が増加しており、国等による抜本的な対策がない限り、高止まりする状態が見込まれる。
- ・団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題の影響が大きい。

### 《文化・スポーツ》

- ・文化・スポーツ分野について、老朽化した施設の維持補修費の増加が見込まれる
- ・文化財の調査・研究、市内遺跡の国史跡指定を進めていく必要もあるため、今後も増加していくものと見込まれる。
- ・東京オリンピック・パラリンピック開催による文化プログラムを始めとした各種事業の開始と継続による経費の増加が見込まれる。

### 《環境》

- ・可燃不燃処理施設等の更新をむかえ、環境費用が嵩むと想定される。
- ・増加する特定外来動植物の根絶に向けて、駆除に係る経費は増加するものと思われる。

### 《防災・減災》

- ・防災・減災対策は、国・県の支援が続く限り、市民の気運や行政の立場を勘案すると減少する見込みはない。
- ・防災・減災については、市庁舎が未耐震となっており、高台への移転も含めた検討を現在進めているところであり、いずれにしても大幅な増加となる。

---

<sup>1</sup> 教育、土木、観光、地域公共交通については、Q 5～Q 8を参照。

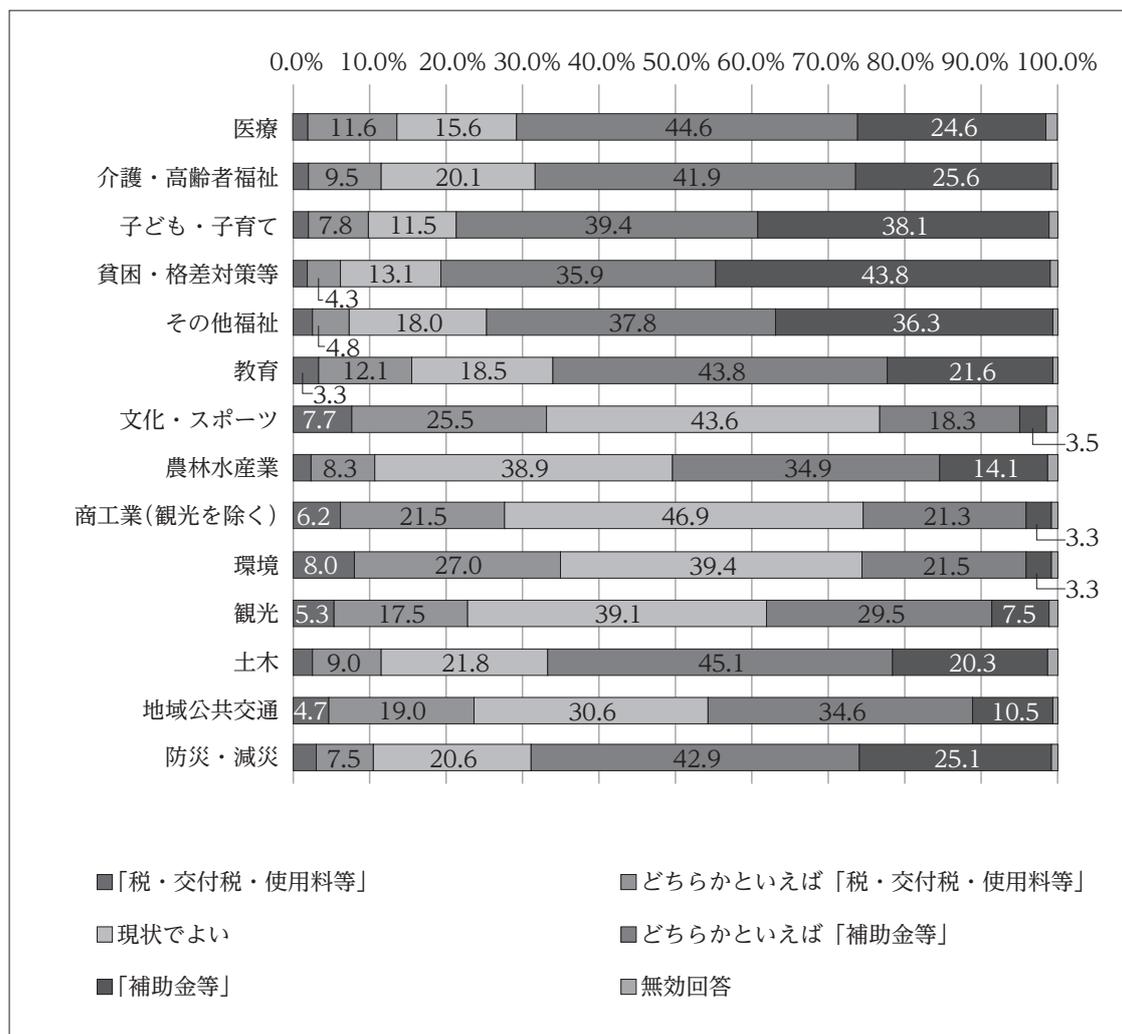
## Q2-SQ 1 歳出分野ごとの財源

今後、各歳出分野の財源は以下の（１）と（２）のどちらに重きをおいていくべきだとお考えですか。そのご認識を伺います。各事務（政策）分野について、当てはまるもの１つを選択してください。

（１）「税・交付税・使用料等」（一般財源が中心）

（２）「補助金（国庫補助金と県補助金等）等」（特定財源が中心）

### 【集計結果】



### 【結果概要】

医療・介護・子ども子育て等の福祉関係分野では、「補助金等」とする回答が概ね7割から8割程度に上った。文化・スポーツ、商工業、環境、観光分野などでは、「現状でよい」「税・交付税・使用料等」に重きを置くべきだとする回答が他の項目と比較して多い。

## 【意見（自由記述（抜粋））】<sup>2</sup>

### 《全般》

- ・多様化・複雑化する行政課題にきめ細かく対応し、効率的・効果的な行政サービスを実施していくためには、必要な財源を自主財源により確保していくことが必要となる。
- ・自治体によって需要のばらつきのある事務・政策分野は一般財源で対応すべき。
- ・全国一律ないし均等に行われる施策、ナショナルミニマムとして実施する分野は、一般財源ではなく特定財源を確保して実施すべき。
- ・国の法令等によって定められている施策については、これらの事務経費についても必要十分な経費を確保する必要があることから、特定財源として措置することが望ましい。
- ・交付税措置化（一般財源化）の名目で、国は次々と元々特定財源の対象だった事業の梯子を外し、様々な理屈を使って制度創設時に設定した負担率・補助率を下回る率でしか負担金・補助金（特定財源）を交付しない現状があることから、国が法令で市区町村に実施を義務付けた事業については、本来の負担率・補助率を確保したうえで特定財源とすべき。

### 《医療》

- ・医療については、一般財源だと市町村ごとの格差が生じる。
- ・医療は国の施策として一定の基準を定め行っていくべきものとするため、国・県の補助金等特定財源を中心とすべき。

### 《介護・高齢者福祉》

- ・社会保障経費の分野は、現在も国・県の制度に従って支出が伸びている部分が少なくない。一律の福祉サービスに係る費用には当然に国・県支出金が充当されるべきであり、国・県の補助率や負担率も今まで以上に引き上げることが必要。

### 《子ども・子育て》

- ・子ども・子育て分野については、ナショナルミニマムの観点から、特定財源化が望ましい。
- ・子育てや教育に関しては、少子高齢化対策の一環として国を挙げて集中的に取り組むべきで、国はその施策に基づき適正な財源確保について責任を負うべき。

### 《貧困・格差対策》

- ・法定受託事務である生活保護の実施にかかる経費については、全額国庫負担でまかなわれるべきものであり、歳出の伸びに連動する国庫負担金での財源補填が望ましい。現行は国庫負担割合3/4に対し、一般財源（交付税措置）の補填はあるものの、算定基礎が十分に見合ったもの（生活保護の算定基準に限る）となっていない。
- ・障がい者福祉サービス等に要する経費については、基本的人権を保障するものであり、国、県、市で負担するのが妥当。

---

<sup>2</sup> 教育、土木、観光、地域公共交通については、Q5～Q8を参照。

### 《文化・スポーツ》

- ・文化・スポーツ、観光など、まちの魅力を高める経費については、使用料の設定などにより受益と負担の適正を図りながら、一般財源を中心に対応していくことが望ましい。

### 《農林水産業、商工業》

- ・農林水産業・商工観光業・まちづくり等に関わる部分は、市税を中心に充て、自らの施策推進を行うべきである。
- ・農林業や観光、土木等の分野は、ソフト事業は地方単独、ハード事業は国県補助金の採択を受け実施している。

### 《環境》

- ・国や県の制度に基づく環境など市町村よりも大きな枠組みで実施することが効率的な分野は、補助金とする方が望ましいと考える。
- ・環境分野は施設の更新が必ず必要となる。恒常的な経費や少額の経費は一般財源中心でよいと思うが、施設整備のような一定期間に多額の経費を要するようものは、国の補助を中心とすることが望ましい。

### 《防災・減災》

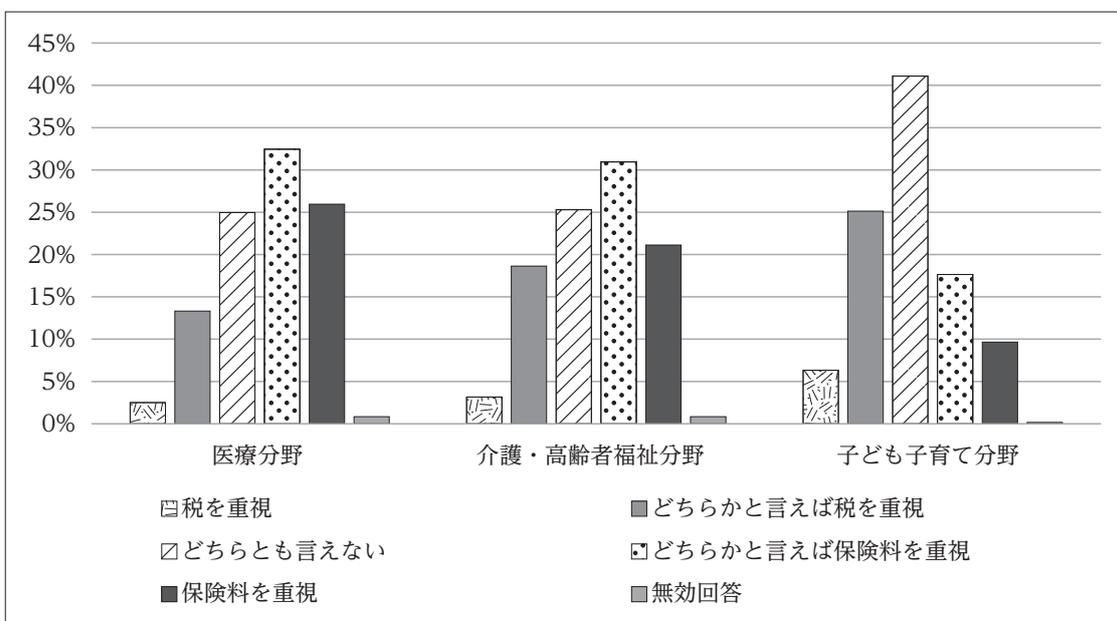
- ・福祉施策、防災・減災対策、インフラ整備など住民の生命と財産に関わるもの、また温暖化対策など単独の自治体の取組みだけでは効果の出ない環境対策などは、国の政策において実施すべき。

### Q3・4 医療、介護・高齢者、子ども・子育て分野の財源

現在、わが国では医療分野、および介護・高齢者福祉分野では保険料主体の財源調達が行われていますが、負担の逆進性の問題など一定の課題も指摘されています。将来のこれら分野の財源のあり方を考えた場合、税（一般財源）と保険料のいずれを今後はより重視していくべきか、当てはまるもの1つを選択してください。

現在、わが国では子ども・子育て分野の施策は一般財源とともに拠出金（子ども・子育て拠出金）による財源調達が行われていますが、近年は「子ども保険」の導入なども議論されています。将来の子ども・子育て施策の財源のあり方を考えた場合、税（一般財源）と拠出金・保険料のいずれを今後はより重視していくべきか、当てはまるもの1つを選択してください。

#### 【集計結果】



#### 【結果概要】

- ・医療、介護・高齢者福祉分野では、保険料を重視すべきとする回答が多いのに対し、子ども・子育て分野では、医療、介護・高齢者福祉分野に比べて、税を重視すべきとの回答が若干上回った。

#### 【意見（自由記述（抜粋））：医療・介護・高齢者分野について】

##### 《税・一般財源重視（どちらかと言えば重視を含む）》

- ・原則は保険料方式であるが、増大する高齢者と介護ニーズにより保険料の高騰が続き、低所得高齢者が負担に耐えられなくなりつつある。
- ・保険料主体が原則と考えるが、高齢者への負担増を考慮すると、税の投入はやむを得な

い。

#### 《保険料負担重視（どちらかと言えば重視を含む）》

- ・被保険者の給付を目的としているため、受益者負担の観点から被保険者の保険料によって負担されることが望ましい。
- ・被保険者から保険料を徴収することで、受益と負担を明確にし、過剰な給付請求に多少の歯止めがかかる。
- ・税収が少ない自治体にとっては困難であり、保険料の徴収、さらに一部自己負担はやむを得ない。
- ・社会保障費が増大する中、税で賄い続けることは限界。受益に応じた負担を求めるべき。

#### 《どちらとも言えない》

- ・被保険者に過度な受診の抑制を促し不必要な給付を生じさせないためにも、保険料方式を重視すべきと考える。しかしながら、現行の国民健康保険制度、後期高齢者医療制度は、財源の半分は公費であるものの、被保険者数の増減の変化や被保険者の所得の問題などがあることから、税負担についても考えざるを得ない。
- ・医療、介護・高齢者福祉分野については、本来、保険料で賄うべきものであると思うが、少子高齢化により保険料での負担だけでは厳しくなることが予想され、税負担の増が余儀なくされることが予想される。どちらを重視するというより、行政サービスの内容と国民が容認できる負担のバランスを、その時々で検討していかざるを得ないと思う。

#### 【意見（自由記述（抜粋））；子ども・子育て分野について】

##### 《税重視（どちらかと言えば重視を含む）》

- ・社会保障制度を維持するためには、社会全体で支えるための体制（国税の引上げ等）が必要。
- ・現役世代に負担を求める保険より、安定的に社会全体で子育て支援を行うため、消費税の増税分を税源に充てることが望ましい。

##### 《保険料・拠出金重視（どちらかと言えば重視を含む）》

- ・税を重視すると財政力の弱い自治体が後れを取ることとなるなど自治体間競争を引き起こすので、子どもの数に応じた必要最低限の財源は拠出金等で確保。
- ・就労により保育が必要な親と家庭で子育てをする親がいる中で、受益が偏在すると考えると直接関係のあるものの負担（拠出金、保険料）が望ましい。

##### 《どちらとも言えない》

- ・社会全体で子ども・子育てを支援するという意味では、国民全体で資力に応じた税負担のほうが財源の安定化に資するが、施策の継続的な充実を図るためには拠出金により財源を確保する必要がある。
- ・全国一律で一定程度共通したレベルでサービスが提供されるべきであるので保険料と同時に国税・地方税の両面から財源を検討する必要がある。

## Q5 教育に関する財政上の課題・国が財政措置すべき事務

教育（義務教育・就学前教育）の財政上の課題、ある程度までは国が財源措置をすべきと考えられる事務等があれば、ご意見をお聞かせください。

### 【意見（自由記述（抜粋））】

#### 〈財政上の課題〉

- ・国庫補助金メニューが細分化されすぎていて、それに伴う自治体の事務も細分化されている。包括的補助金になれば事業を再構築して自治体の特色を生かした事業が可能。
- ・幼稚園就園奨励費のような国の補助事業にもかかわらず、自治体の負担が多すぎるものが存在する。
- ・施設改修や老朽化対策。解体費用などの補助が不足。

#### 〈国が財政措置すべき事務〉

##### ○特別支援教育

- ・特別支援教育支援員など市町村の負担により配置しているが、認定者数が増加する傾向にあり、国庫補助など安定した財源が必要。
- ・インクルーシブ教育<sup>3</sup>推進のための人員増加のための財政措置が必要。

##### ○ICT教育

- ・ICT化のための教育環境の整備に向けた財源の確保が課題。
- ・ICTを活用した児童生徒の成績・出席状況などの校務支援システムや、学校同士、教育委員会とのネットワークによる情報共有が必要と感じている。

##### ○人員の配置

- ・教育現場での各種課題（問題のある児童・生徒、保護者）に対応するための学級担任以外の教職員の増員、サポートスタッフの雇用、スクールソーシャルワーカー<sup>4</sup>の雇用、部活動指導員等に係る財政措置が必要。
- ・外国籍児童が多いため教職員の負担軽減のために通訳する支援員の配置にかかる費用の恒久的財政措置が必要。
- ・教職員定数の基準を児童生徒数のみならず、教育課題への対応に応じた柔軟な配置が必要。
- ・現在市独自でALT（外国語指導助手）配置を行っているが、今後小学校での外国語教育が義務づけられるためその財源措置が必要。

<sup>3</sup> 人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みを指す（「障害者の権利に関する条約」24条及び文部科学省HP [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm) 参照）。

<sup>4</sup> 教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を行っていく人材（神奈川県庁HP：<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/433005.pdf> 参照）

○少人数学級の編制の推進

- ・ 早期に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、35人以下学級の小学校2年生以上への拡大と国による財源措置が必要。

○幼児教育の無償化

- ・ 幼児教育の無償化が都市間競争となっているが、国が方針を決定した場合は、責任をもって財源措置を講じるべき。

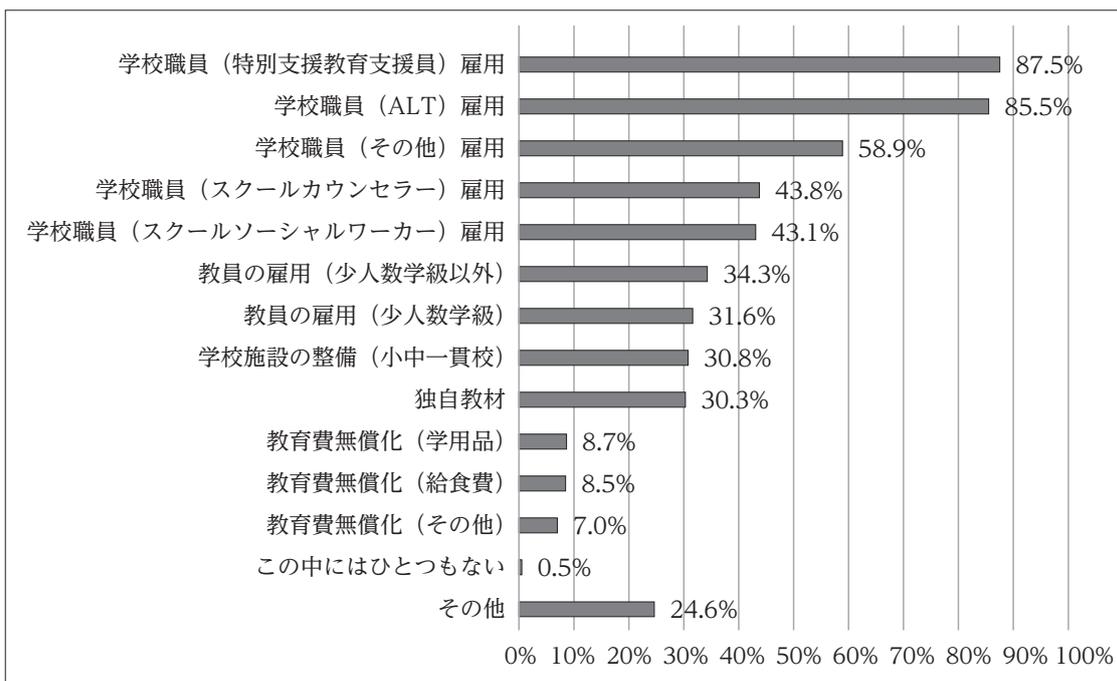
○就学前教育

- ・ 幼稚園等では若い世代の入れ替わりが多く、経験に基づく知見が蓄積されにくいことや、教育課程以外の活動へのニーズの高まりから指導・研修体制が必要となっている。

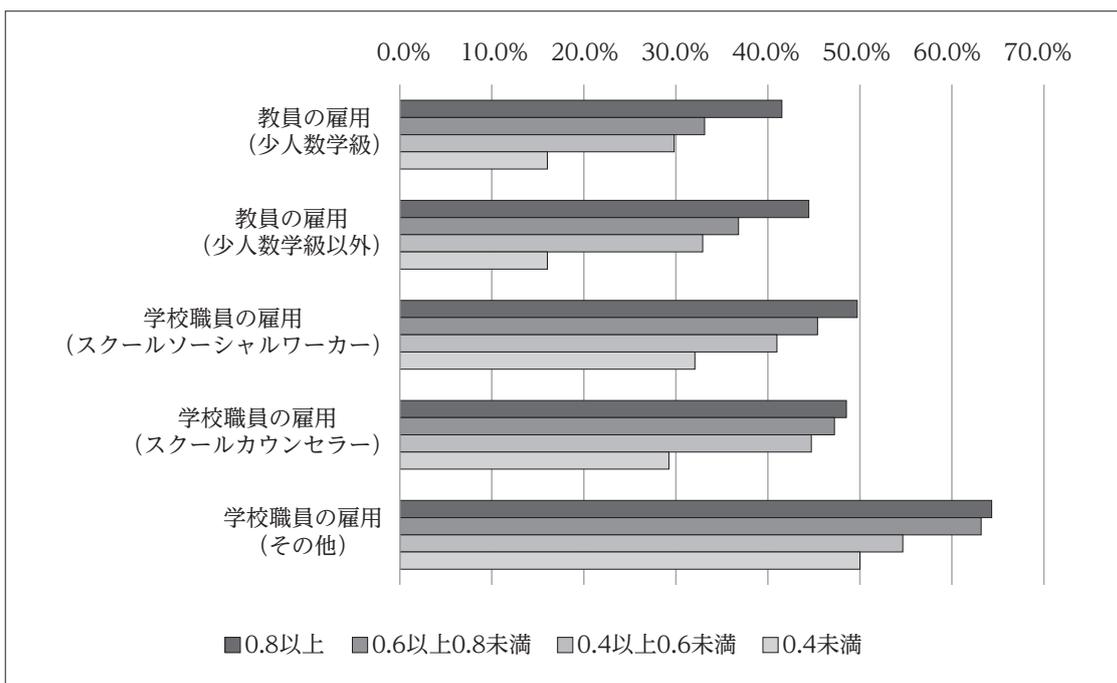
## Q5SQ1 教育（義務教育）における地方単独事業

貴市区では、教育（義務教育）の単独事業としてどのような施策を実施していますか。義務教育の単独事業の総額（※平成28年度決算額）をお示しいただき、すでに実施している具体的な事業を教えてください（複数選択可）。また、事業の具体的内容、財源捻出方法、今後の課題についてご意見をお聞かせください。

### 【集計結果】



### 【参考：財政力指数別クロス集計（教員及び学校職員の雇用に関する設問のみ抜粋）】



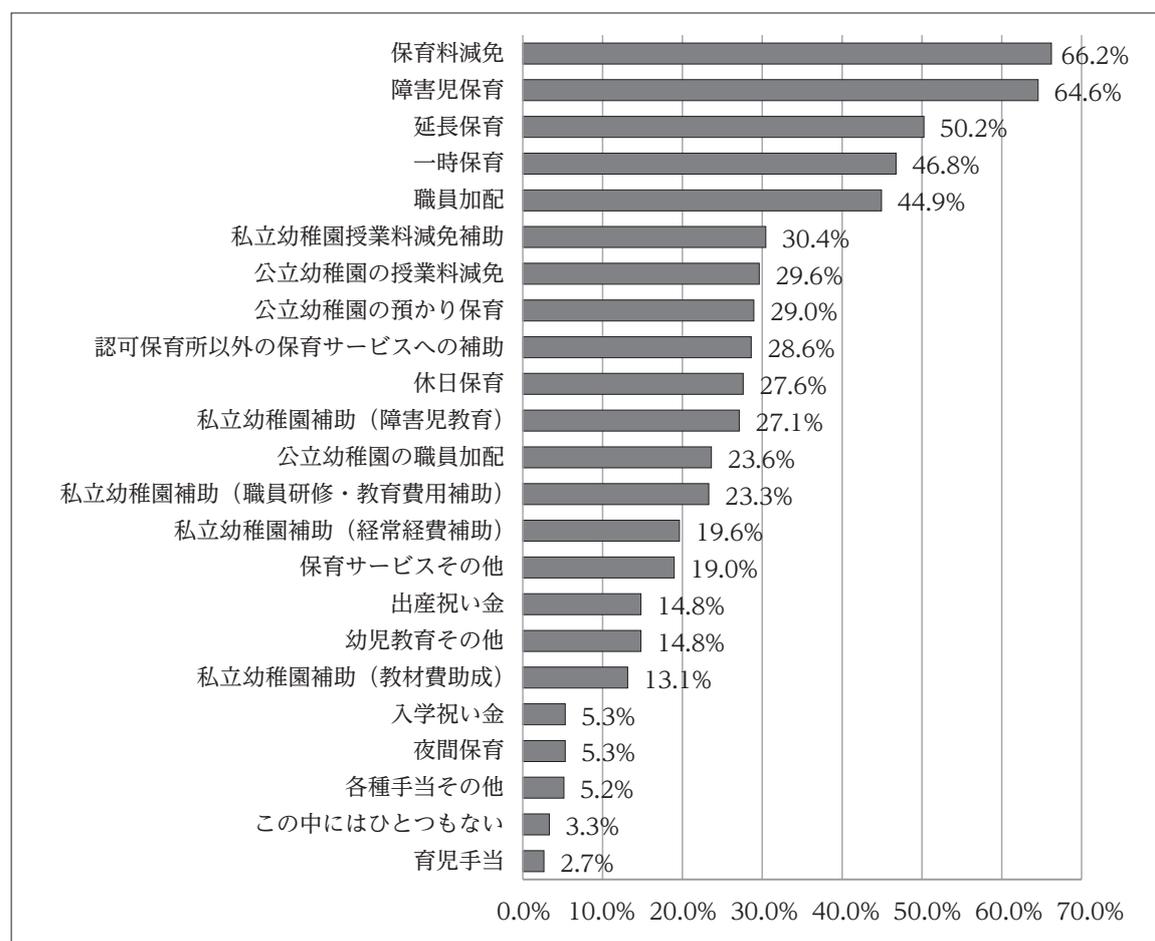
## 【結果概要】

教職員雇用に関する単独事業については、財政力指数が低下するほど、実施率は低下する傾向がある。特別支援教育支援員、ALT 雇用の実施率は8割を超えている一方で、実施率が数パーセントの事業もあり、事業によって、実施率にばらつきがある。

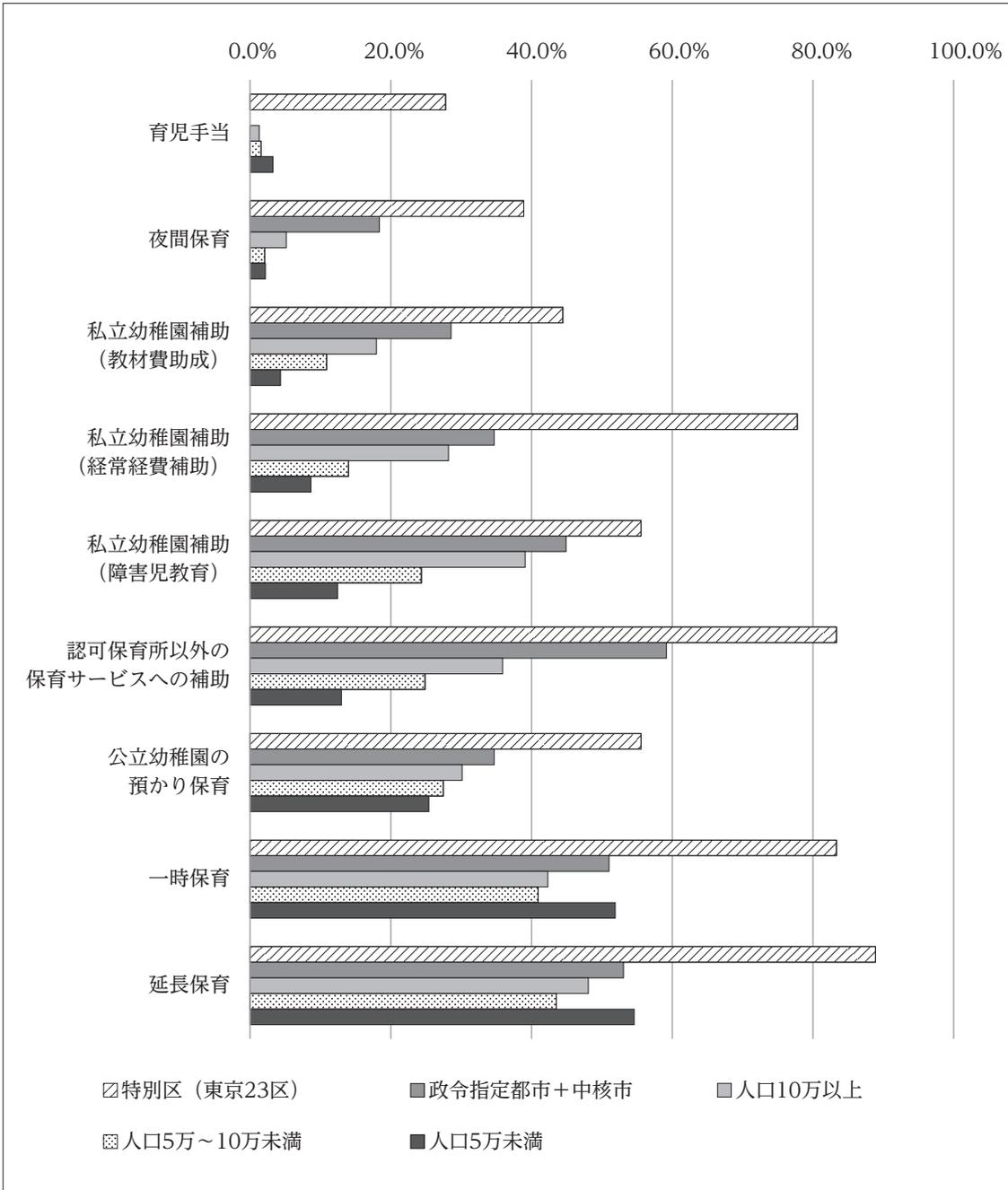
## Q5SQ2 教育（就学前教育）における地方単独事業

貴市区では、教育（就学前教育）の単独事業としてどのような施策を実施していますか。実施している具体的な事業を教えてください（複数選択可）。

## 【集計結果】



【参考：都市類型別クロス集計（一部抜粋）】



【結果概要】

教育（就学前教育）に関する地方単独事業の実施率は、特別区が他の類型と比較し突出して高い数値となっている。また、人口規模が減少するとともに、実施率が低下している事業が目立つ。

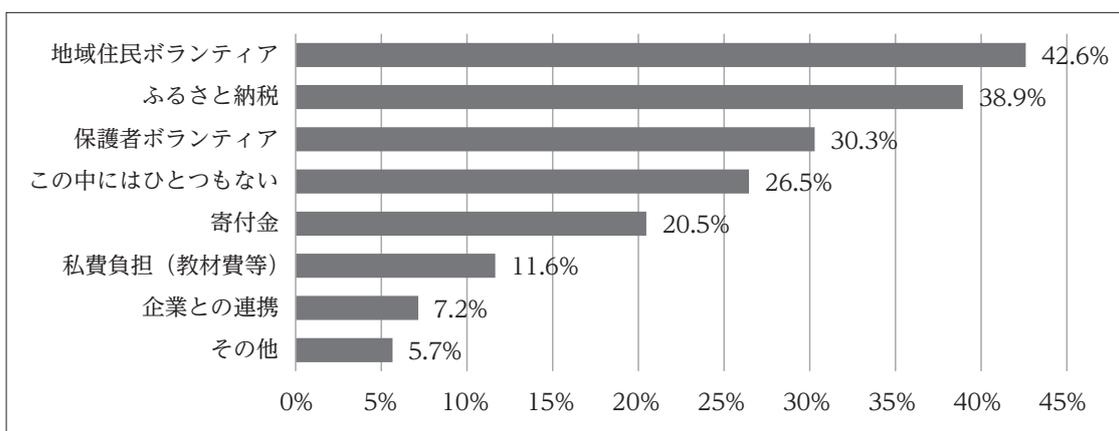
### 【就学前教育に関する課題等（自由記述（抜粋））】

- ・ 共働き世帯の増加など就労形態の変化により、幼稚園より保育園充足の必要性が生じている。
- ・ 保育士、指導者等の人材不足。
- ・ 特別な支援を必要とする園児の増加とその対応に苦慮している。
- ・ 保育所の統廃合、施設の老朽化対策。
- ・ 高校生以下の第二子以降のいる保護者にふるさと寄付金を財源に経済的支援をしているが、少子化対策につながっているか疑問を感じている。

### Q5SQ3 教育分野での財源捻出策・工夫

貴市区では、教育分野において財源不足等の事情により工夫して取り組んでいるものにはどのようなものがありますか。取り組まれているものを選択してください（複数選択可）。また、取組みの具体的内容、財源捻出方法、今後の課題についてご意見をお聞かせください。

### 【集計結果】



### 【結果概要】

4割以上の都市で、教育分野の財源不足への取組として「地域住民ボランティア」「ふるさと納税」を行っている。

### 【意見等（自由記述（抜粋））】

#### 《財源捻出方法》

- ・ ふるさと寄附（ふるさと納税）の用途先に教育分野を設置
- ・ 国庫補助メニューを活用
- ・ 理科教育の充実のための企業寄附を学校に補助金として交付
- ・ 教育力向上のための臨時基金を設置・積立し、毎年一定額を取り崩し
- ・ 学校跡地を民間企業へ売却し子ども基金を創設

- ・ 寄附金を積み立てた奨学金基金

#### 《取組の具体的内容》

- ・ 保護者、地域住民、学生等による教育環境支援として、ふれあいスクール、学校応援団、見守り・スクールガード、学校図書館運営、学校清掃、花壇づくり、除雪、交通安全指導
- ・ 放課後に希望児童すべてにボランティアによる各種活動の実施、子どもの居場所づくり
- ・ 大学と連携し各種学生ボランティアの学校、幼稚園への配置、備品整備、補助教員の配置、奨学金
- ・ 地域の人々の技術や知識を活用する運動部活動指導者派遣事業
- ・ 企業と連携して ICT 活用教育の教員の育成
- ・ 企業版ふるさと納税を活用し市内高校から医学部に進学した者に6年間助成
- ・ 子どもの読書を支える寄附制度による図書購入
- ・ 学校給食に地産地消米の推進、国際交流、校舎整備、壁面緑化、児童書の充実、楽器購入、研修、校舎新築事業

#### 《今後の課題》

- ・ 私費負担を極力廃止するよう学校事務費等の充実に努めているものの、依然として行事運営費等の分野で、保護者による一部負担が解消されるまでには至っていない。
- ・ 現在、企業と連携した教育施策を実施しているが、企業との連携は永続的なものではないことから、根本的な解決策にはならない。
- ・ 地域住民への動機づけ、ボランティア活動の重要性の周知についてどう取り組んでいくかが今後の課題である。
- ・ 学校支援本部の設置を推進し、学校を核とした地域コミュニティの構築を目指しているが、コーディネーターの育成が課題である。

## Q6 地域公共交通分野での財政上の課題等

貴市区における地域公共交通の事務（政策）分野について、財政上の課題やご意見があればお聞かせ下さい。

### 【財政上の課題等（自由記述（抜粋））】

#### 《鉄道》

- ・並行在来線は、現状の運営形態では、鉄道事業者の経営努力による黒字化は困難であり、沿線市と県、国の支援により、持続運行が可能な仕組を構築する必要がある。
- ・市内の私鉄が経営難で、鉄道施設更新・改修の費用が捻出できず、その費用を国庫補助と市単費の補助で賄っているが、市単費部分については純粋民間会社への補助のため、地方債での財源確保ができない。
- ・第3セクター鉄道への支援など、公共交通の維持・確保に積極的に取り組んでいるが、国の補助事業に該当する事業が少なく、該当しても満額補助が受けられないなど、予算が十分に確保されていない。
- ・JRの路線廃止に伴い、公共交通の再編を行わなければならないが、人口減少が進む中、地域公共交通を継続していくうえでの費用負担が大きな課題となっている。

#### 《バス》

- ・民間事業者が運行する路線バスは、利用者の減少に伴い慢性的な不採算路線となっており、路線廃止や減便部分を行政が補い運行しているが、運行にあたっては住民サービスの観点から低廉な運賃で運行していることから運賃収入の増加は期待できず、運行事業者へ支払う運行経費は高騰している。
- ・複数市に跨る地方鉄道等の維持に関しては、国及び県による補助に加えて、市町村が担うべき負担に対しても起債、基金等の措置により持続的な支援を行うしくみが必要である。
- ・不採算路線の廃止等によりバス不通地域が拡大したため、通学・通院、買い物など日常生活の交通手段確保を目的に、市内循環バスの運行を開始した。不採算路線での運行のため、当然収支は赤字であり、現在は地方バスに要する経費として特別交付税措置があるため運行できているが、これがなければ将来的に運行を維持するのは困難である。
- ・地方バス路線の赤字補填は特別交付税で8割措置されるが、路線維持に係る補助金の増嵩に対して、特別交付税は災害の発生などの全国的な特殊要因による影響を受けるため、予算上は伸びを見込むことが難しいことから、より安定的な財源措置が必要。

#### 《タクシー》

- ・路線バスが運行していない地域においては、地域住民の移動手段を確保するため予約制の相乗りタクシーを運行している。今後は、地震被害の影響により公費負担が増大している路線バスの費用対効果を検討しながら、路線バス、予約制相乗りタクシーの利用促進に努め、公共交通を維持する必要がある。

## 《補助金》

- ・地方圏においては、公共交通機関の運営維持が困難であることから、高齢者の移動手段を確保する事業のほか、モーダルシフトを促進する事業に要する経費が増加している。
- ・多様な交通資源を活用しながら、まちづくりと一体となった面的ネットワークの構築を図るための「地域公共交通再編実施計画」を策定しているが、過疎地域での路線バスや地方鉄道の持続的な維持・確保には公的財政支援がこれまで以上に不可欠であり、路線バス・地方鉄道等への各種国庫補助金所要額の確保を強く要望する。
- ・国・県からの地域公共交通に係る補助金は、利用者数の最低限度を定めた補助要綱となっており、人口減少が続く地方では、年々地方自治体の負担が増加する傾向にある。地域の実情や意見を基に、きめ細かな運行を行っている地域については、交付税措置に加えて、補助要件の緩和が必要と考える。
- ・公共交通空白地における有償運送事業に対する国庫補助金（フィーダー系補助）はあるが、乗車密度の条件が厳しく、適用できる箇所がないのが現状であることから、もう少し条件を緩和していただきたい。

## 《その他》

- ・対策として、国ではコンパクトシティの形成による効率化を進めているが、現実的には厳しい状況であり、理想と現実のギャップが大きい。
- ・車社会である地方圏においても、高齢者の免許証返納等により、今後一層公共交通の重要性が増加していくため、これに伴う補助が増加していくことが想定される。
- ・今後も過疎化が進む地域では、新たなアイデアをもってしても公共交通が立ち行かなくなる恐れがある。ヨーロッパの一部の国のように、国（行政）が税金を投入して公共交通を維持（交通権を確保）するという考え方への転換を図る必要がある。
- ・複数市に跨る地方鉄道や広域バス路線の維持については、国県による補助に加え、市町村が担うべき負担に対しても起債、基金等の措置により持続的な支援が必要。

## Q7 観光分野での財政上の課題等

貴市区における観光の事務（政策）分野について、財政上の課題や意見があればお聞かせください。

### 【財政上の課題等（自由記述（抜粋））】

#### 《観光施設》

- ・観光拠点となりうる民間施設を有しているものの、観光産業の活性化までには至っていない。今後、観光資源に磨きをかけることはもちろん、市町村間での広域的な連携、民間事業者も交えた観光パッケージの開発等も必要で、その財源が必要。
- ・観光インフラが不足しているため、観光産業の育成には、かなりの財政負担を伴うハード面の整備等が必要であり、かつ長期的な取組が必要である。

### 《観光協会・DMO》

- ・観光事業について行政主体から民間主体へ役割分担の見直しをすすめるにあたり、観光協会が主体となるために必要な財源確保が課題。
- ・今後、DMO組織が財政的に独立するためには、何らかの初期投資が必要であり、こうしたチャレンジ的な取り組みに対し、国等からの支援があるとありがたいと考える。

### 《インバウンド》

- ・国のインバウンド政策における補助事業は、観光拠点や外国人観光案内所の整備、公衆トイレの洋式化等となっており、補助対象範囲や設置場所等の要件が限定的であり、本市においては該当する事業が少ないため、補助制度を十分に活用できていない。
- ・近年、観光を目的とする訪日外国人が増加する中、受入態勢の整備や情報発信力の強化が課題であり、地域住民に対する研修の実施や外国人に地域を紹介するコンテンツの作成、通信環境の整備など従来はなかった財政負担が増加している。
- ・訪日旅行者等の利便性向上のため、市内の主たる観光施設にWi-Fi設備を整備したいが、一般財源だけでその予算を確保することが難しい。

### 《入湯税》

- ・目的税である入湯税を財源として施策を展開しているが、今後、新しい財源として新たな目的税の導入を検討するべきではないか。

### 《交付税・特別交付税》

- ・普通交付税の商工行政費における観光経費の措置はわずかであり、さらなる措置を望む。
- ・本市は過疎地域に指定されており過疎債を活用できるが、起債可能額の制限があり十分な活用ができないため、観光施設の活用に限定した過疎債の枠設定の創設とともに、修繕経費に係る充当についても検討していただきたい。

### 《補助金等》

- ・観光分野の予算については、先行投資となるものが多いため、自由度の高い特定財源を活用できるような制度があれば、取り組みを進めやすい。
- ・観光振興による交流人口の増加は、地方創生の重要な施策の一つと考える。各自治体が独自性を持って取り組むべき分野ではあるが、観光立国を目指す国の方針からも、国には各自治体に取り組む観光施策を幅広く支援していただきたい。
- ・インバウンドなど国の施策に対応した新規事業については、補助メニューを活用しながら取り組んでいるものの、実施期間や対象事業の範囲がマッチしないことも多い。
- ・交付税の減少等により一般財源の確保が難しいため、観光関連予算に宝くじの助成金及び交付金を充当しているが、宝くじの売上の減少等により助成金及び交付金の額が年々減少している。
- ・観光を軸とした地域活性化における新たな補助制度の創設又は地方創生推進交付金を更に使い勝手の良い交付金に改正することが、地方創生に不可欠である。
- ・観光庁で検討している「出国税」が導入された場合は、地方公共団体において観光目的

の歳出に柔軟に使用できる財源としていただきたい。

#### 《費用対効果の検証》

- ・地域の特性によって、施策は各自治体で様々であるため、地方単独事業が望ましいが、効果の測定が難しい事業でもあり、どこまで財源投入するかが課題。

### Q8 公共施設・インフラの維持管理等における課題等

年度末までに、ほぼすべての自治体において「公共施設等総合管理計画」が策定済みになると言われていますが、今後、同計画にしたがって公共施設と道路・橋梁等のインフラの維持管理・更新・新設・廃止を行っていく際に課題となることがあれば、ご意見をお聞かせください。

#### 【課題：施設の特性に応じた課題（自由記述（抜粋））】

##### 《道路・橋梁》

- ・橋梁数が多く、打診調査などについても、多くの費用と労力がかかる。橋梁等の法定点検が5年に1度となったことが、財政的にも人力的にも負担となっている。また、点検方法を全国統一にするなどコストの削減につながる施策を期待する。
- ・橋梁の修繕は社会資本整備交付金により対応しているが、道路の修繕は一般財源で対応している状況であるため、道路の修繕にも充当可能な、社会資本整備交付金の拡充ないし平成21・22年度のきめ細かな交付金と同様の制度創設をお願いしたい。

##### 《教育施設》

- ・学校施設は、夜間学校開放事業、災害時における避難所など学校教育以外でも活用が図られるため、対象地域におけるそれらの機能のあり方を検討する上で、課題が多い。
- ・多くの義務教育施設が更新時期を迎えているが、国庫補助金の補助率が低いことから、更新のための財源が不足している。
- ・学校施設に関して、児童生徒数で考えれば統廃合が妥当と考える施設もあるが、当市は面積が広く、統廃合による通学時間の増大が課題となる。また、地域の象徴的な施設として認知されているため、学校施設の廃止には地元の同意を難しくさせている。

#### 【課題：住民合意の困難性（自由記述（抜粋））】

- ・少子高齢化による社会経済環境の変化が予測される中、まちの将来像が描きにくく、長期的な取組が必要となる公共施設の在り方を住民と共有し、実現することが難しい。
- ・公共施設の統廃合について、「必要な機能はできるだけ維持しながらも、公共施設の総量を減らし、持続可能な行政サービスを実現する」方針としているが、総論では理解を得られても、個別の施設ごとでは地元住民や市議会との合意形成に時間と労力がかかる。
- ・公共施設等総合管理計画についての住民説明会では総じて賛成意見が多いものの、今後施設利用者や議会からの反対が多くなるものとする。そのため、公共施設等適正管理推進事業債のような期限付きの優遇措置には間に合わない可能性がある。

- ・各自治体の規模に応じて、適正な施設の総量、各施設種別の総量などについての国の指針又は基準（標準値）等の設定や、その指針等を用いて、各自治体が必要な施設のあり方を精査するような仕組みがあると住民への説明もしやすくなると思われる。

#### 【課題：地域特性による課題（自由記述（抜粋））】

##### 《合併市》

- ・合併を経た当市において、機能面の重複や劣化度合等に基づく要不要の判断をもって、施設の整理・統合を押し通す環境にはない。一方、長寿命化と更新等の経費は莫大であり、機能の現状維持は不可。合理的根拠を示しつつ、丁寧に住民対応する必要がある。
- ・市町村合併の特例である普通交付税の増額算定や合併特例債の借入における適用期間が経過すれば、公共施設やインフラ等の維持、更新等への財源投入が困難になる。

##### 《人口増加地域》

- ・土地区画整理事業やマンション建設などによる学校の新設・増築など、必要な公共施設の新規整備がある一方で、具体的な施設の複合化や統廃合が進んでいない。
- ・合併前に整備された公共施設が老朽化し、修繕・更新等が必要となる一方で、鉄道沿線開発による人口増加のため、近年、新たな公共施設の整備が必要となっている。

##### 《過疎市町村》

- ・施設の統廃合に係る財源については、過疎対策事業債の活用が中心となるが、過疎地域公示団体の増加に伴い、配分額の割落としが想定されることから、一般財源等による手当が必要となるため、一般財源の不足が課題となる。

#### 【財源措置に関する意見（自由記述（抜粋））】

- ・施設の更新や統廃合にかかる新たな地方財政措置が創設されたものの、個別施設計画の策定など手続が煩雑であり、市町村にとって使い勝手の良い制度とはなっていない。
- ・国では公共施設の長寿命化事業の財源とする起債として、法定耐用年数を超える改修のみを対象とする「公共施設等適正管理推進事業」を設けているが、実情としては、法定耐用年数の期間を使い切るために大規模な改修等が必要といったこともあるので、その運用については幅広い財源調達の一手法となるよう見直していただきたい。
- ・一口に公共施設の統廃合といっても、集約・複合化・転用が連続的に行われ、多くの関係先と協議し同意を得る必要がある。

#### 【個別施設計画に関する意見（自由記述（抜粋））】

- ・各省庁に委ねられている個別施設計画の考え方を統一してほしい。個別施設計画について、効果的に策定するための策定単位や記載内容等が現時点で不明瞭。個別施設計画の策定にあたっては、施設毎の劣化診断等の現状分析が必要であり、劣化診断等に対する国の財政支援や技術的助言が必要と思われる。

#### 【課題：組織体制（自由記述（抜粋））】

- ・計画の推進に向けて、全庁横断的な組織体制の構築及び公共施設等のマネジメントを統括的に推進するための専門部署等の設立を検討する必要がある。

- ・公共インフラの道路や橋梁、上下水道などは、公共建築物とは別に担当部署が個別に取り組んでおり、組織横断的な管理スキームの構築が課題である。
- ・コストの多くを占める大規模改修及び更新時の費用試算（例えば、部位・部材ごとの単価や工法による差異などの一定程度のデータの蓄積が必要）には、自治体単独でノウハウを集積するにも限界があることから、国が中心となり手法の検討を行い、情報提供などの支援措置を講じられたい。

**【課題：公民連携・民間活用手法（自由記述（抜粋））】**

- ・PFI や PPP など多種多様な民間活用手法を導入するための職員のノウハウ不足や従来手法から転換するための意識の醸成が必要。
- ・文化・スポーツ施設の運営手法として、指定管理者制度や PPP 等の導入が取り上げられるが、地方ほど参入企業が少なく（乏しく）導入検討が進まない。

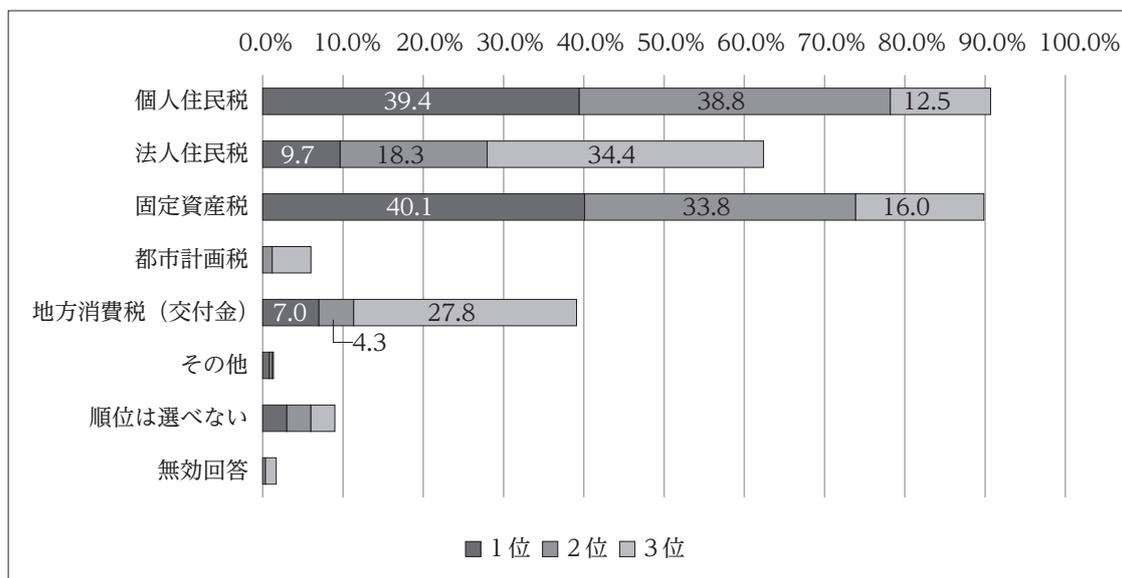
**【補助金返還に関する意見（自由記述（抜粋））】**

- ・財政健全化及び市民生活向上を目的とした公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の統廃合、用途変更等の場合については、当初補助金を受けて建設した施設であっても、当該補助金の返還処分について減免または免除措置を求めたい。
- ・補助金や交付税措置の拡大や、役目が終わっている国庫補助金等を活用した施設の解体についての補助金返還に対する考え方等についても考慮頂きたい。
- ・国の補助制度により建設、改修などを行った施設の譲渡、廃止等を行う場合、一定程度の期間を経過していた場合でも補助金の返還が必要な場合があり、適正化が進まないケースがある。

## Q9 主要市税等の重要度

貴市区の主要な自主財源（市税）等の中で、今後の財政運営上どれが重要だと考えますか。順に1～5まで番号を付けてください。

### 【集計結果】（有効回答数＝588）



※1位から3位の回答のみを抜粋

### 【結果概要】

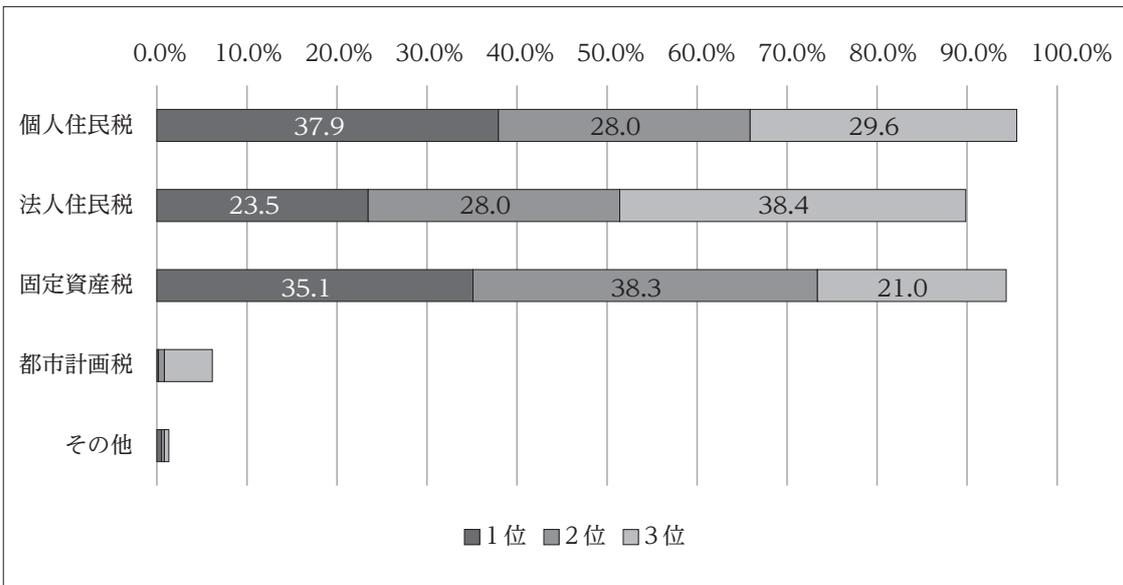
基幹税である個人住民税と固定資産税を1・2位のいずれかに選択する自治体の割合が大半を占めた。地方消費税（交付金）については、1位もしくは2位と選択した自治体が1割程度にとどまる一方で、3位と選択した自治体は3割程度に上った。

## Q10 増収に向けた取組みの重要度

貴市区において自主財源（市税）等の充実・税収増に向けて、次のA～Eの税目についての括弧内の取組みのうち、重要だと思うものを順に1～3まで番号を付けてください。

- A：個人住民税（移住対策など人口増施策等による増収）
- B：法人住民税（企業誘致や産業振興等の施策による増収）
- C：固定資産税（企業誘致や移住対策などの施策による増収）
- D：都市計画税（都市計画区域の人口増等による増収）
- E：その他

**【集計結果】（有効回答数 = 592）**



**【結果概要】**

1位を選択した自治体の割合が、個人住民税が約38%、固定資産税が約35%だったのに対し、法人住民税については24%程度に留まった。

**Q10SQ1 増収に向けた具体的な取組み**

自主財源（市税）の充実・確保に向けた取組みについて、貴市区で具体的に行っていることをお聞かせください。

**【増収に向けた取組み（自由記述（抜粋））】**

- ・ 定住推進政策
- ・ 企業誘致
- ・ 法定外税・超過課税の採用
- ・ 住宅取得補助金
- ・ シティプロモーション
- ・ 婚活支援
- ・ 区画整理事業の推進
- ・ 子育て支援施策の充実
- ・ 就業支援

## Q10SQ2 徴収率向上のための取組み・課題

貴市区の市区税徴収率向上のための取組みやその課題などがあればお書きください。

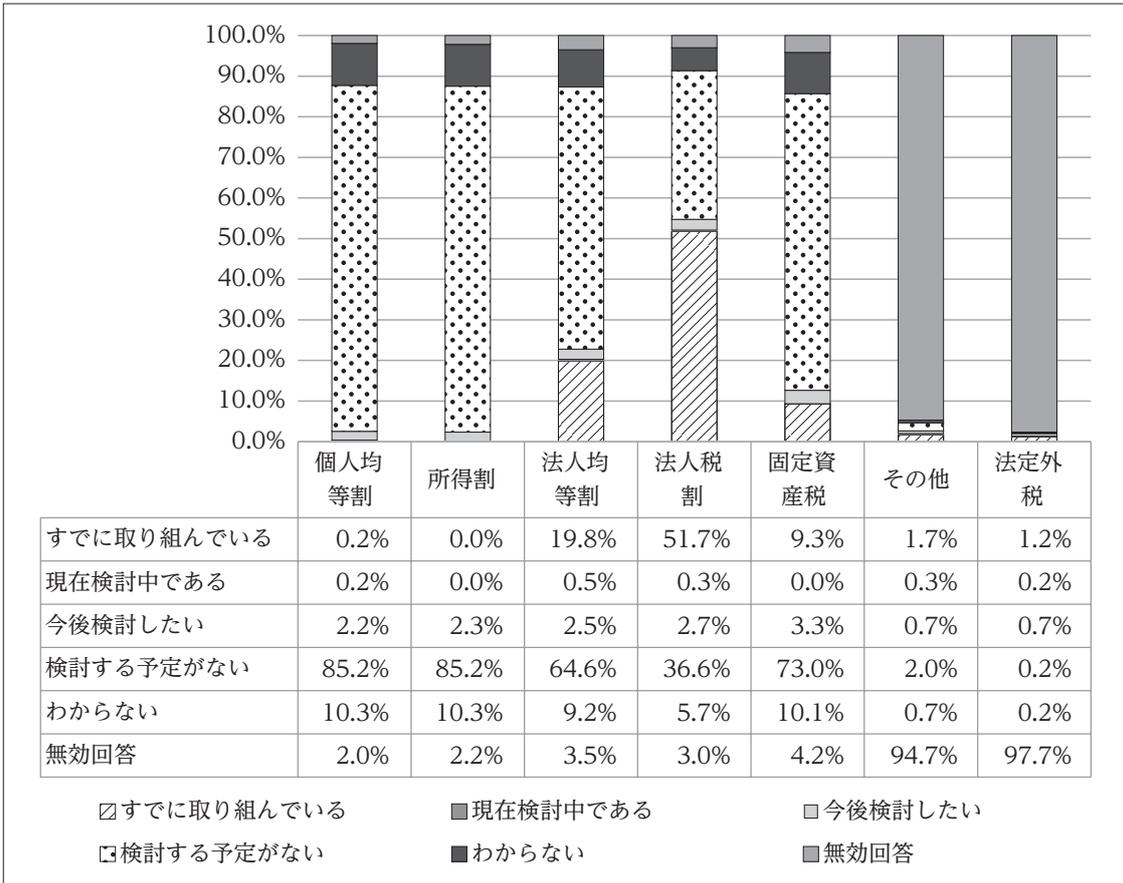
### 【自由記述（抜粋）】

- ・口座振替、電話催告、夜間・休日納税相談
- ・公売の実施
- ・国保料、介護料などの他債権と収納を一元化
- ・徴収アドバイザーの配置
- ・差押等の滞納処分の強化
- ・職員を租税債権管理機構へ派遣し専門知識や経験を高める
- ・ファイナンシャルプランナーによる納税相談を実施し、継続的に納税できる環境整備を図る。
- ・近隣市町村と合同での公売会・財産調査の実施。

### Q 11 超過課税、法定外税の実施・検討状況

貴市区の主要な自主財源（市税）の中で、超過課税や法定外税により独自に充実を図ることについてどう考えますか。当てはまるもの1つを選択してください。

#### 【集計結果】



#### 【結果概要】

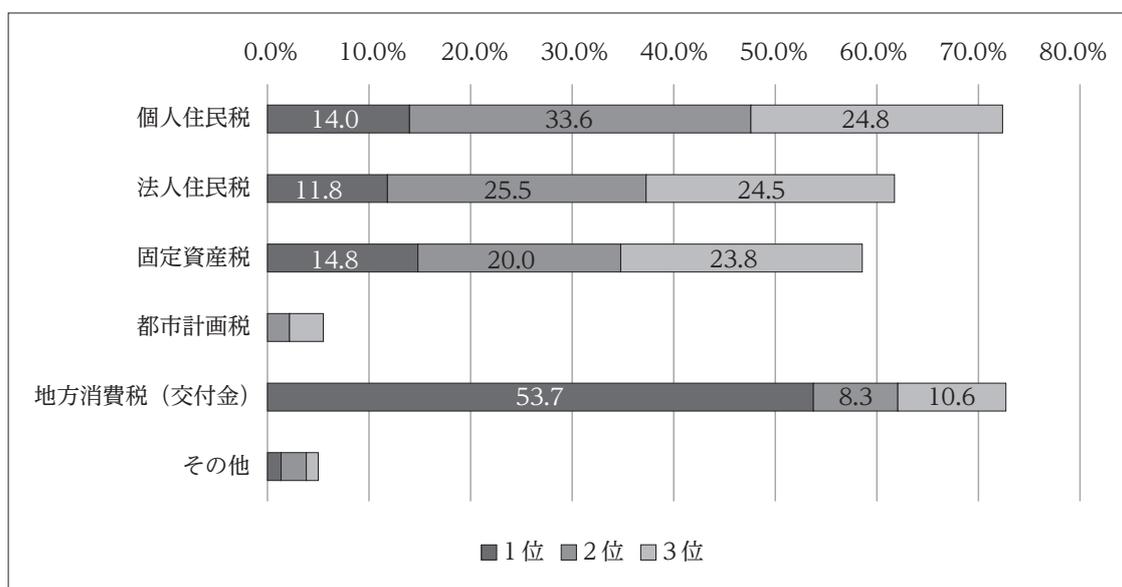
住民税・固定資産税ともに超過課税を検討する予定がないとの回答が7～8割に上る一方で、今後超過課税を検討したい、または現在検討中とした割合は、いずれの税目についても数パーセント程度かそれ未満であった。法定外税については、無回答の割合が大半であった。

## Q12 今後の増税において重要な税目等

地方税法等の改正によって以下の地方税等を増やすとすれば、順にどれが重要だと考えますか。重要だと思うものから順に1～3まで番号を付けてください。

- A：個人住民税
- B：法人住民税
- C：固定資産税
- D：都市計画税
- E：地方消費税（交付金）

### 【集計結果】（有効回答数＝590）



### 【結果概要】

地方消費税（交付金）を1位に選択した自治体が半数以上に上った。個人住民税、法人住民税、固定資産税については大きな差は見られず自治体ごとで回答にばらつきがあった。

### 【回答理由（自由記述（地方消費税を1位と選択した理由のみ抜粋））】

- ・ 社会保障の財源であり広く国民が負担していくことが望ましい。
- ・ 全世代が負担可能であるため。
- ・ 住民に直接負担を強いる可能性が少ないから。
- ・ 各種税目の中で増税の実現可能性が一番高そうと考えたから。
- ・ 自主財源による運営は限界にきているから。

## Q 13 地方交付税についての意見等

今後の地方交付税のあり方や課題について、ご意見があればお聞かせください。

### 【意見等（自由記述（抜粋））】

#### 《臨時財政対策債》

- ・臨時財政対策債がすでに臨時的とは言えない財源となっており、後年度に交付税措置があるとはいえ元利償還金の累積が懸念される。法定率の引上げなど、特例措置に依存しない制度の確立をお願いしたい。
- ・臨時財政対策債については、平成13年度から臨時的な措置として導入されたが、延長の繰り返しで長期化しており、交付税率見通し等により財源を確保したうえで廃止すべき。

#### 《トップランナー方式》

- ・トップランナー方式については、地方の財政力や行政コストの差は、人口規模や高齢化率、経済情勢、地理的条件など、歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことに留意しつつ、検討する必要がある。
- ・トップランナー方式等の導入により益々交付税は削減される見込みであり、現状の行政サービスが維持できるよう一定の交付税額は確保されたい。

#### 《精算制度》

- ・課税実績との乖離が生じた際、精算制度を一部の税目に設けているが、精算制度を設ける税目の拡充を要望している。

#### 《税目の追加について》

- ・平成27年度から、たばこ税が交付税の原資からはずされたが、安定した交付税の原資を確保するために復活させるべき。
- ・交付税の総額確保に向け、繰入税目の追加検討を求める。

#### 《その他》

- ・地方財政計画における「一般財源同水準ルール」が、平成30年度で期限切れとなることから、地方自治体における施設老朽化対策費等の財政需要を的確に把握した上で、交付税等については、総額確保するための対応をするべき。
- ・交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させた客観的・合理的な基準によって配分すべきであり、大都市に限定した削減は決して行うべきではない。
- ・算定根拠が不明瞭で予算が組みづらい。
- ・現状では、交付団体（地方）と不交付団体（都会）との差が大きすぎるため、時代に逆行するようだが、地方税と国税の割合を見直し、国税を増やしたうえで、交付税として配分すればよい。都会に集まりすぎた税金を地方に分配する調整機能を国は担うべき。

**【参考：主な意見について】**

- ・法定率の引き上げを求める意見 : 66.0% (315 団体)
  - ・臨時財政対策債の廃止を求める意見 : 50.9% (243 団体)
  - ・税目の追加を求める意見 : 15.1% (72 団体)
- (自由記述で回答のあった477団体のうち上記意見を述べた団体の割合)

**Q14 地方消費税交付金についての意見等**

今後の地方消費税交付金のあり方について、国と地方の配分や、都道府県と市町村の配分のあり方や課題なども含め、ご意見があればお聞かせください。

**【意見等：地方消費税の配分方法（自由記述（抜粋））】**

**《公正な配分》**

- ・特に社会保障財源分については、一律に国勢調査人口を基にした配分となっており、必ずしも社会保障4経費に対する財政負担に見合った配分とはなっていないことから、自治体毎の年齢別人口構成比率や医師不足・地域偏在率による段階的な区分の導入など、各地域の実情に見合った配分となるよう精緻な配分方法への見直しが必要。
- ・より最終消費地での消費に沿った清算基準や、交付における人口比の充実など、交付に関して暫時検討がなされていることから、今後とも公平な配分に向けて研究を進めてもらいたい。なお、消費税の用途が変更となった場合については、そのことにより特定の地域に財源が偏ることのないよう検討を進めてもらいたい。
- ・近年、清算基準から「インターネット販売」等が除かれるなど見直しが行われているが、今後こうした業種の市場規模が拡大していくと、税の配分に実際の経済状況が反映されなくなる可能性がある。清算基準の本来の目的である、最終消費地と税収の帰属地の一致のため、経済状況の変化に応じた見直しを働きかけていくべき。

**【意見等：その他（自由記述（抜粋））】**

- ・消費税率引き上げ分の用途は現状社会保障経費に限られ、また用途を示すこととされているが、本来、社会保障分野に限らず広く検討すべきであり、また、その用途については、ある程度自治体に委ねられるべきと考える。
- ・都市部と中山間部では態様が異なるため、引上げ分を社会保障4経費に限定することなく、地方団体の裁量に委ねられるよう完全に一般財源化することが求められる。
- ・どう配分しても、「正確に消費実態を反映していない」という批判は消えない。いっそ、すべて交付税を一財源にして、行政需要に応じて配分すればよいのではないか。

## Q 15 地方譲与税や税交付金についての意見等

今後の地方譲与税（地方法人特別譲与税、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税など）や税交付金（地方消費税交付金を除く配当割交付金、軽油引取税交付金など）のあり方や課題について、国と地方の配分や、都道府県と市町村の配分のあり方なども含め、ご意見があればお聞かせください。

### 【意見等（自由記述（抜粋））】

#### 《ゴルフ場利用税》

- ・市域の7割を山林が占める本市にとってゴルフ場利用税交付金は重要な歳入源となっており、同交付金の継続に向けて予断を許さない状況にある。

#### 《航空機燃料譲与税》

- ・航空機燃料譲与税をはじめ、その算出の基礎となった数値等が明らかにされていないものについては、市民や議会に対し明確に説明できるよう、内容を明示してもらいたい。
- ・航空機燃料譲与税について、空港の民営化に伴い、就航便数が増加し、航空機の騒音防止等の更なる環境対策への配慮が求められている。空港周辺地域における環境対策を十分に講じるため、財源としての航空機燃料譲与税の拡充に向けた見直しをすべき。

#### 《自動車重量譲与税》

- ・自動車重量譲与税については、平成22年度の自動車重量税の税率引き下げに伴い、地方譲与分が1/3から407/1,000に引き上げられた。当分の間の措置とされているが、今後も継続する必要があると思われる。

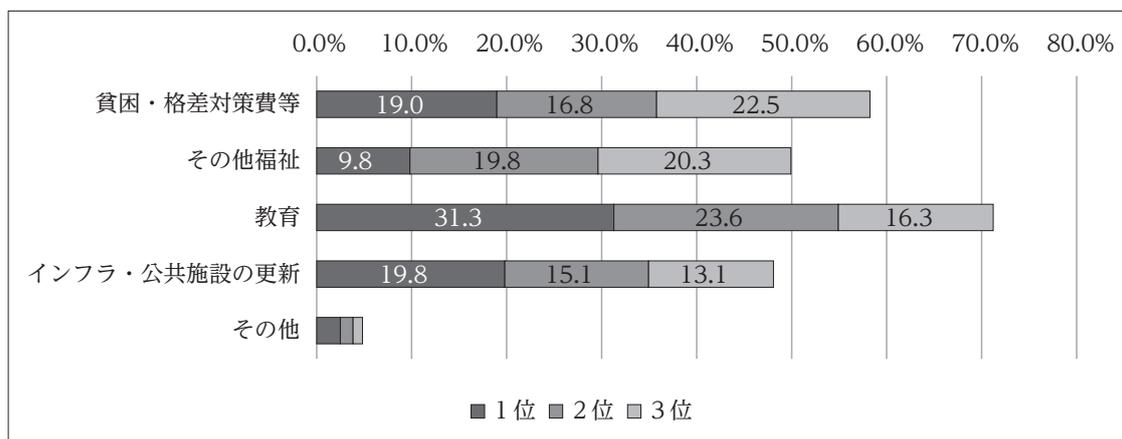
#### 《地方揮発油譲与税》

- ・市町村道の維持管理に係る財源のねん出が困難な現状を踏まえ、地方揮発油譲与税の市町村分を現行の42%からの引上げについて検討いただきたい。

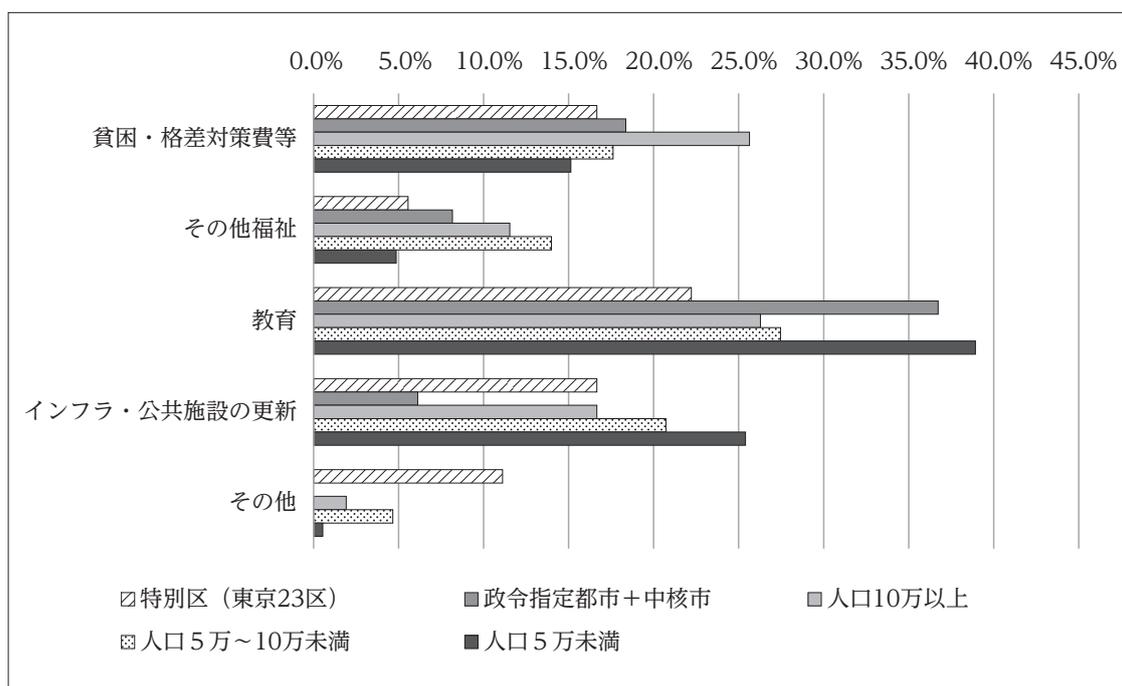
## Q16 消費税の使途

平成26年度から消費税率（国・地方）引上げ分の使途は社会保障4経費（年金、医療、介護、少子化対策）とされていますが、今後、これらの経費以外にも財源確保すべき事務（政策）があれば、選択してください。

### 【集計結果】（有効回答数＝495）



### 【参考：都市類型別クロス集計】



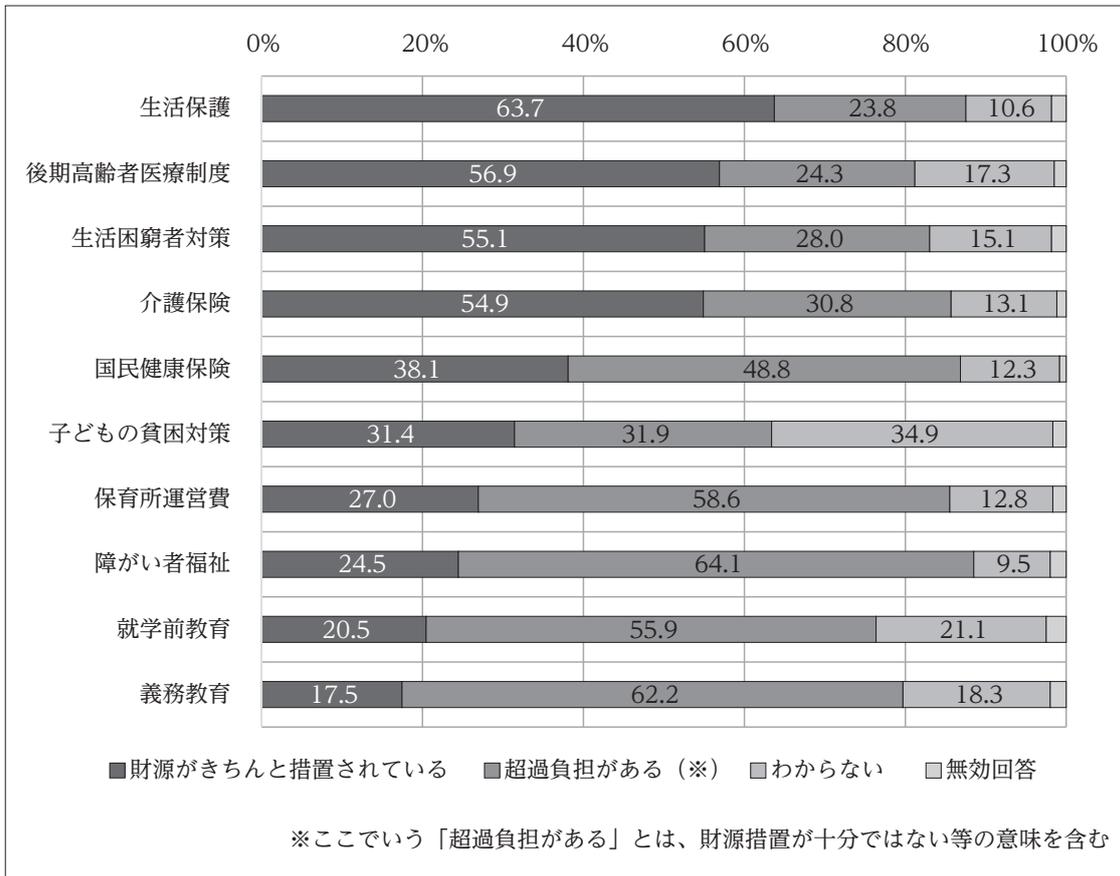
### 【結果概要】

教育を1位に挙げる自治体が3割に上った。都市類型別では、政令市・中核市及び人口5万未満の都市で教育を1位に選択した割合が、その他の類型と比較して10ポイント程度高かった。インフラ・公共施設の更新については、人口規模が小さくなるほど1位に選択される割合が高くなっている。

## Q 17 執行が義務付けられている事務（政策）分野の財源措置<sup>5</sup>

以下の事務（政策）分野のうち、国の法令等によって執行が義務付けられているものについて、貴市区では、国によって適切に財源が措置されていると思いますか。

### 【集計結果】



### 【結果概要】

いずれの事務についても、約2～6割の自治体で何らかの超過負担が生じているとの回答があった。超過負担があるとの回答は、障がい者福祉で最も多く、義務教育、就学前教育、保育所運営がそれに続く結果となった。

### 【意見等（自由記述（抜粋））】

#### 《医療（国民健康保険）》

- ・国民健康保険財政は、急速な高齢化や医療技術の高度化などにより医療費が年々増加傾向にある一方、加入者の中に低所得者が多いといった構造的な問題を抱えており、大変厳しい状況にある。こうした状況の中、平成30年度からの国保制度改革により国の財政支援が拡充されるが、財政支援の内容としてはまだ十分なものとはいえず、更なる国

<sup>5</sup> 本節において「超過負担がある」とは財源措置が十分ではない等の意味を含む。

庫負担金の増額が必要であると考える。

#### 《医療（後期高齢者医療制度）》

- ・後期高齢者を対象とした健康診査（努力義務）については、基準単価の3分の1が国庫補助となっているが、基準単価と契約単価にかい離が生じており、本市の負担が大きくなっていることから、基準単価の見直しを行い、国のさらなる財政措置が必要。
- ・障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に係る補助金については必須事業における補助金についても本来の補助率分（国1/2、県1/4）を大きく割り込んでおり、市の超過負担が大きくなっている。

#### 《介護保険制度》

- ・制度改正に伴うシステム改修について、当初示された補助率より実際には低い補助率で交付されている。国の予算枠に合わせて基準額（上限）が設定される場合がしばしば見受けられるため、当初示された補助率通り予算措置をしていただきたい。

#### 《子ども・子育て（保育所運営費）》

- ・子どもの医療費無料化や保育所等入所負担金の軽減などの施策は各自治体の独自政策として実施しているが、人口減少対策は本来国家の問題として政府の責任で実施すべきであると考えられるため、財源措置の拡充を要望すべきである。
- ・公立保育所の運営費に対する補助項目が少なく、支援が十分でない。
- ・公定価格を算定する際の国の基準額は実態とは大きく乖離しているため、自治体独自で加算をしている。もう少し実態に近づけるため、拡充を希望する。

#### 《子ども・子育て（子どもの貧困対策）》

- ・子どもの学習支援事業は、生活保護・生活困窮者等世帯の子どもの学力向上のみならず、不登校傾向にある子どもの居場所や交流の場を提供し、人間関係や社会性を育む役割も果たしているが、国庫補助率が1/2であり、平成28年度に同事業の実施を予定している自治体が47%とまだまだ低い実施率となっている。
- ・子ども医療費助成については、国の制度としては未就学児までであるが、自治体間のサービス競争の結果、中学生・高校生まで対象を拡大している自治体も多い。対象者の拡大をしなければ人口流出につながるため、財政力の弱い市であっても追従せざるを得ない状況である。

#### 《貧困・格差対策等》

- ・金融機関等への調査依頼の郵便料が国庫補助の対応でないため、超過負担が生じている。
- ・生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の補助割合が低く、特に家計相談支援事業と子どもの学習支援事業の実施に支障が生じている。

#### 《その他福祉（障がい者福祉）》

- ・国は予算の範囲内において市町村が支出する地域生活支援事業の費用の2分の1以内を補助することができるとされているが、2分の1に相当する額に達しておらず、事業の実施にあたっては、市の負担が大きなものとなっている。

## 《教育》

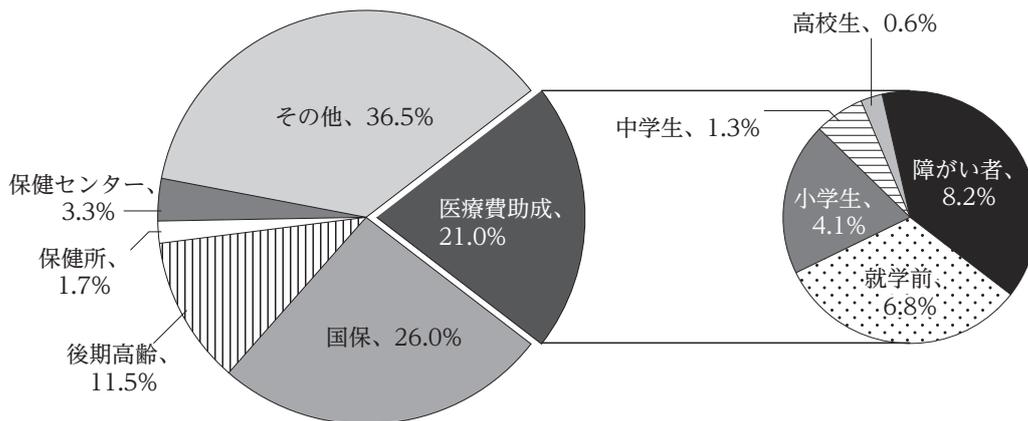
- ・ 準要保護児童生徒に対する就学援助について、生活困窮世帯や母子世帯が多いため認定者が多くなる傾向にあり、普通交付税算入額よりも決算額が多くなっている。
- ・ 幼稚園就園奨励費については国庫補助率 1 / 3 であるが、内示率が例年 30% にも満たない状況であり、所要額に対する予算確保がなされていない。

## Q 18 社会保障分野における単独事業<sup>6</sup>

貴市区の「社会保障施策に要する経費」のうち、単独事業「医療・介護・子育ての 3 経費」について、具体的な支出額（平成 28 年度決算額）をそれぞれ記入してください。また、貴市区で実施している単独事業について、財政上の課題など意見があれば記述してください。

### 【集計結果：医療についての単独事業費に占める各種単独事業費の割合】<sup>7</sup>

（有効回答 = 330）



※表中のパーセンテージは、医療についての単独事業費に占める各種単独事業費の割合を示したもの

※障がい者の医療費助成は重傷心身障がい児（者）、心身障がい児、精神障がい者を対象とした医療費助成を指す

※その他の項目の主なものとして、公立病院・診療所、国保病院（一般会計負担、公営企業繰出分）等

- ・ 国保が最も多く医療についての単独事業の約 4 分の 1 を占める
- ・ 医療の単独事業に占める医療費助成（就学前、小学生、中学生、高校生、障がい者）の割合は 21%
- ・ 医療費助成の中では障がい者（心身障がい児、精神障がい者）を対象としたものの割合

<sup>6</sup> 本設問には以下の注意書きを記載した。「ここでいう「社会保障」の範囲は、総務省が全市町村・都道府県に対して実施した「社会保障関係の地方単独事業に関する調査」における定義に依拠しております。また、定義の詳細については、以下もご参照ください。（以下、同総務省調査の趣旨から引用）地方単独事業：国庫からの補助を受けず地方公共団体が単独で実施する事業。本調査では、平成 22 年度決算統計の民生費（災害救助費を除く。）、衛生費（清掃費を除く。）、労働費、教育費のうち、地方公共団体から、「総合福祉」、「医療」、「介護・高齢者福祉」、「子ども・子育て」、「障害者福祉」、「就労促進」、「貧困・格差対策」に該当するものとして報告があった金額を集計。」

<sup>7</sup> 本設問の集計にあたっては、総務省による平成 28 年度市町村別決算状況調査を参照し、明らかに異常値と判断できる回答を除外した。

が最も多く、就学前、小学生、がそれに続く

## Q 19 社会保障分野の単独事業についての財政上の課題や意見

### 《社会保障関係事業の廃止の困難》

- ・社会情勢や他市の状況等を考慮して実施しているが、(社会保障という点で)見直しによる事業廃止が難しいことから、財政負担が増加する一方である。
- ・単独事業分の多くは、地域格差を生じさせないために近隣市町村及び類似団体の動向にあわせて実施せざるを得ない施策も含まれており、また地方の超過負担分もあり、社会保障にかかる施策については、国等の十分な財源措置をお願いする。

### 《財源措置と実態との乖離》

- ・準要保護児童生徒援助・給食援助(地方単独事業分)に係る地方交付税措置が実態と乖離しており、超過負担が多い。
- ・国の制度等により市町村による実施が義務付けられている施策においても、補助金等の算定基準額が実際に市町村が負担する経費と乖離している、又は、国の予算の都合等により交付額が調整されることにより、示された負担割合に満たないものがある。

### 《減額調整措置》

- ・各種医療費助成は、障がい等により真に医療を必要とする者が医療を受けやすくするための施策であるにもかかわらず、国民健康保険の療養給付費負担金や調整交付金の算定において減額調整する措置が行われており、このような措置は早急に廃止すべき。

### 《国民健康保険に係る法定外繰入れ》

- ・国民健康保険料の負担緩和を図るため法定外繰入れを行っている。財源不足は保険料で賄うのが原則だが、保険料の被保険者負担は高く、医療費上昇に被保険者所得の向上が追いつかないため、法定外繰入れに財源を求めざるを得ない。

### 《子ども・子育て》

- ・子どもに対する医療費助成制度について、都市間で競い合うように対象年齢や助成範囲を拡大させており、財政負担が重くなっている。
- ・保育士不足と保育所整備費用の負担額増が課題となっている。保育士不足を解決するためには、保育士の処遇改善、公定価格の引き上げが必要。
- ・幼稚園就園奨励費は単独事業であるが、国の施策である幼児教育無償化の事業であり、完全無償化後は全額補助を希望。

### 《障がい者福祉》

- ・障がい者に対する医療費助成、手当支給事業については、財源不足により規模を縮小せざるを得なくなっている。
- ・(障がい認定者の増加により財源確保が難しいため)現金給付から福祉サービス提供への転換を図る必要があるが、そのためには国県の補助メニューや補助額の拡充が必要。

## Q 20 今後の増税

社会保障を担う都市自治体の現場で住民によりよく生活の安心・安全を確保するサービス給付を行っていくために、さらなる税負担をお願いすることに、どのようにお考えですか。

### 【増税賛成の意見】

- ・負担と給付のバランスを考えると、より一層の福祉の充実を図るためには、一定の負担増となる場合があることはやむを得ない面がある。
- ・必要であれば仕方がないが、過疎地への配慮を願う。
- ・年々、サービス給付が増額する状況下で財源確保に限界が生じれば、広く納税義務者に税負担をお願いすることはやむを得ないかと考える。
- ・増加していく社会保障経費について税負担で対応することは一定程度やむを得ない状況であると考えている。
- ・地方自治体の自主財源による対応は限界にきている。
- ・今後の社会保障とその税負担をどのように行っていくのかについて国の真摯な議論を求めたいと考えます。

### 【増税反対の意見】

- ・都市と地方の格差が拡大し、また所得が増えない中での地方税負担増は、住民の理解が得られないと考える。
- ・地方において景気が上向き傾向となってきた状況の中で、さらなる増負担を強いるべきではないと考える。

### 【参考：増税の賛否について】

- ・増税に賛成の意見：37.8%（132団体）
- ・増税に反対の意見：7.7%（27団体）  
（自由記述で回答のあった349団体のうち上記意見を述べた団体の割合）

## Q 21 社会保障に係る事務の財政上の課題

貴市区において、社会保障に係る事務を実施する上で財政上の課題などがあればご意見をお聞かせください。また、社会保障分野において、ある程度までは国が財源措置をすべきだと考えられる事務などがあれば、ご意見をお聞かせください。

### 【意見等（自由記述（抜粋））】

#### 《国民健康保険》

- ・国民健康保険加入者は、年金収入だけの高齢者や無職者を多く含むことから、国保加入者だけで事業財源を賄うことは難しく、国庫負担の拡充が必要である。
- ・国民健康保険事業においては、平成30年度から広域化が実施され、国が3,700億円の公費拡充を行うとともに、都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うこととなったが、国保事業の安定的な運営と低所得者層や中間所得層の保険料負担軽減を図るには不十分であり、国庫補助の更なる引き上げ措置を講じるべき。

#### 《介護保険》

- ・介護保険のように、介護予防や改善（自立支援など）に方向転換した際は、その効果が発現されるまでの期間、十分な支援が得られないと事業がうまく進まないため、経過措置支援の充実をお願いする。
- ・介護保険における地域支援事業の包括的支援事業（社会保障充実分）については、今後増加が見込まれるため、標準額の増を希望する。

#### 《障害福祉》

- ・障害福祉事業等の国庫補助金について、要綱上で規定された基準額どおりの金額が交付されない。
- ・障害福祉分野の地域生活支援事業補助金について、補助率1/3にも関わらず、予算の制約から割落としがあり、3割未満の補助実績となり、本来の市町村負担額を超える一般財源の持ち出しが発生している。

#### 《就学前教育》

- ・保育所運営費については、国の公定価格に基づく支出以外にも、市の単独分として多くの財政負担が伴うものとなっている。
- ・子どもの医療費助成については自治体間での競争を生み、医療費の増加につながる一方、国策としての子育て支援の面から統一的な制度とし、国保調整交付金のペナルティは速やかに廃止すべきである。
- ・子ども医療費助成は、自治体間競争が激化しており、財政的な負担が大きく、国の関与が必要と考える。また、財政力の弱い（低所得者が多い）自治体でも対応できるよう、国による国保・介護の低所得者保険料軽減措置の拡充が必要。
- ・私立幼稚園就園奨励費については、市町村負担が2/3と高くなっており、今後、幼児教育無償化を進めるに当たっては、市町村の財政負担が過剰にならないよう、負担率の

軽減を求めたい。

#### 《その他》

- ・国によって執行が義務付けられた事務でも国からの補助が十分でない。
- ・国によって執行が義務付けられた事務については、地方交付税ではなく、全額を国庫支出金により財政措置を行うべきであるとする。
- ・予防接種は全国的に国民の身体の安全を等しく守るための事業であるため、国費による負担の対象と考えられる。

### Q22 都道府県からの補助負担金や事務配分

社会保障分野、教育分野、その他の政策分野において、都道府県からの補助負担金や事務配分（役割分担）に関して、貴市区において問題となっていることやそれに対するご意見などありましたら、お聞かせください

#### 【意見等（自由記述（抜粋））】

##### 《社会保障分野》

- ・一部の道補助金について、指定都市・中核市が対象外とされているものがあるが、その理由が明確でない。
- ・県単独事業が数年で廃止・縮小されるなど市町村の現場を混乱させることがあるため、主体的で継続性のある事業展開を望むとともに、安易に市町村の負担や補助を前提とした事業構築は避けてもらいたい。
- ・県の負担が伴う国庫補助金は、県の予算の状況によって、国庫補助金の上限が一方的に決定されてしまう。市町村に義務付けられた地域包括ケアシステム、生活体制整備、認知症総合支援等の業務は、市町村を越えた連携が必要であり、国及び県の積極的支援をお願いしたい（補助金及び支援体制）。また、事業の増加に伴う人員配置が難しい。

##### 《教育分野》

- ・国庫補助において、県負担を任意としているものがある。結果、市町村の財政力の差が教育の差につながりかねない。
- ・開始当初は補助するが、補助終了後、全額市費負担となるものがほとんどである。これも財政力が大きく影響することから、教育の機会均等が担保されていないのではないか。
- ・義務教育における教員の配置費用については基本県となっているが、近年では県からの配置では足りない少人数（複式）学習支援員、不登校支援員、外国語支援員等の補助教員を市単独で配置している。
- ・コミュニティスクール等、地域の特色を生かした事業を行っているが、このような地域独自の取組みに対し、財政面などでバックアップしていく体制が不足している。

##### 《その他の政策分野》

- ・公共交通は、収益が見込まれないため、地方ほど財政的な負担が大きくなる。県が主導

して広域的な取り組みで主要路線だけでも利便性を高めてほしい。

## Q 23 消費税増税延期の影響

平成27年10月より予定されていた消費税増税が延期されて、貴市区の行財政運営に具体的にどのような影響がありましたか。ご意見あればお聞かせください。

### 【意見等（自由記述（抜粋））】

#### 《財政調整基金の取り崩し》

- ・消費税増税が延期となり、見込まれていた財源がなくなったことから、充当予定事業について一般財源で対応することとなり、結果、基金等の取り崩しに影響を与えている。

#### 《経常収支比率の悪化》

- ・国は、増税を延期しても、社会保障改革プログラム法等に基づき、少子化対策や、医療制度、介護保険制度などの改革に伴う財源については、影響ないように措置しているということであるが、地方消費税交付金に加え、消費税収（国税）の一部が原資となっている地方交付税などには影響があると思われる。特に、地方交付税の原資についても消費税増税分の一部が充てられることになっており、臨時財政対策債の規模が大きくなる要因の一つとしても考えられる。

#### 《介護事業》

- ・介護保険事務については、国の方針として、消費税増税を財源として非課税世帯の保険料軽減を予定していたが、実施できなくなったという通知がきた。

#### 《子ども・子育て事業》

- ・子育て支援事業や保育園の施設整備などは、一般財源の減となることから、規模を縮小し先送りした事業もある。
- ・子ども・子育て支援法に基づく事業については、消費税増税分を優先的に充てる事業として挙げられていたものであり、その延期により、市町村の負担が増加している（教育標準時間認定こどもに係る公費負担に係る法附則によるもの等）と考えられ、行財政運営に影響を与えている。

#### 《その他》

- ・消費税増税は延期されたものの、社会保障関連施策はこれまでも徐々に拡充されてきたことなどから、関連経費に係る一般財源の増加が著しいこと、また、消費税増税の延期に伴い税制上の措置も延期となったことにより、中期財政計画の策定にあたって財政収支の予測が困難になるなど、行財政運営において少なからず影響があったものとする。
- ・地方消費税交付金の額への影響により、歳入確保の面で直接的な影響を受けたが、一方で、増税延期に伴う市民の消費動向の変化や、市内事業者の業績への影響が、間接的に市の行財政運営に影響を与えている側面もあると考える。

